

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月7日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	D I A M世界6資産バランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

D I A M世界6資産バランスファンド

また、愛称として「フルコース」という名称を用いる場合があります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口当たり換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・ 計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3% (税抜3.0%) を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2020年8月8日から2021年2月9日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし、ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド 受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券および不動産投資信託証券^(注)に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

当ファンドの信託金限度額は、3,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

国内債券アクティブ・マザーファンド、高金利ソブリン・マザーファンド、ジャパン・セレクション・マザーファンド、DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド、J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド、DIAM US・リート・オープン・マザーファンド、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

(注)「不動産投資信託証券」(以下「リート」という場合があります。)とは、不動産投資法人または不動産投資信託を総称した一般呼称です。多くの投資者から集めた資金などで、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産を保有し、そこから生じる賃料収入などが投資者に分配される商品を行います。詳しくは、後述「2 投資方針 (1)投資方針」をご覧ください。

<ファンドの特色>

1 国内外の6つの資産への分散投資により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

●各資産への投資は、マザーファンドを通じて行います。

2 国内外の「株式」「債券」「リート」への投資割合は、均等配分を原則とします。

3 隔月(奇数月)で決算を行い、原則として運用実績等に応じた収益の分配を行うことをめざします。

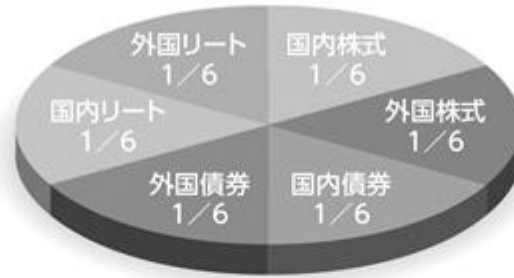
●奇数月の各8日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、利子・配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うことをめざします。

•将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

•分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

世界の6資産に等しく分散投資

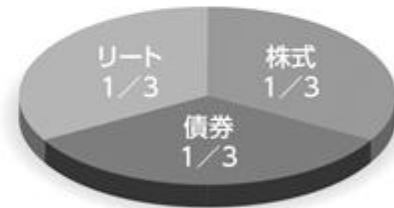
国内・海外の6つの資産に等しく分散投資



国内・海外に等しく分散投資



債券・株式・リートに等しく分散投資



※実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

※上記資産配分は、各マザーファンドの構成比です。ただし、外国リートについては、DIAM US・リート・オープン・マザーファンドとDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドを合算するものとします。

※上記資産配分を基本資産配分比率とし、この比率に一定の乖離が生じた場合にリバランスを行います。

※市場規模、投資環境等の変動等によっては上記資産配分が変更となることがあります。

7つのマザーファンドを通じて投資します

アクティブ運用を行うマザーファンドを組み合わせて運用を行います。



マザーファンドに対する運用指図権限の委託、投資助言については「2 投資方針 (2)投資対象 (参考) 当ファンドが投資するマザーファンドの概要」をご覧ください。

2か月に1度(奇数月)の収益分配をめざします

奇数月の各8日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として運用実績等を勘案して収益の分配を行うことをめざします。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

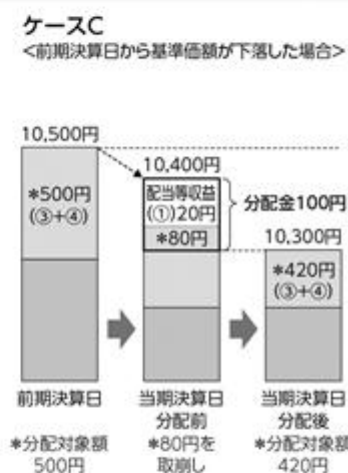
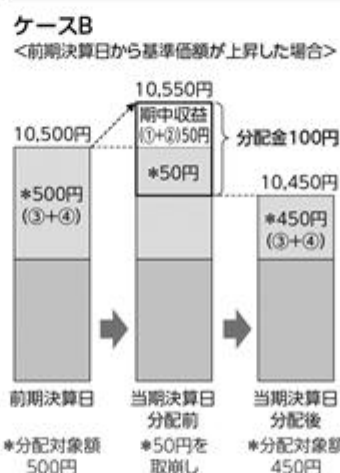
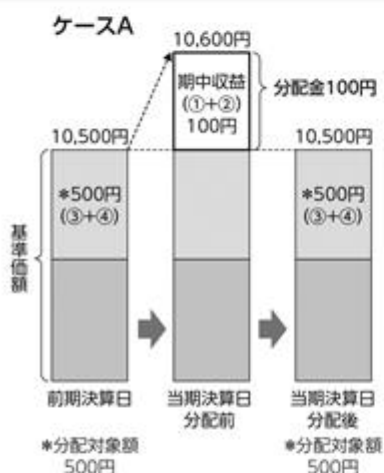
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

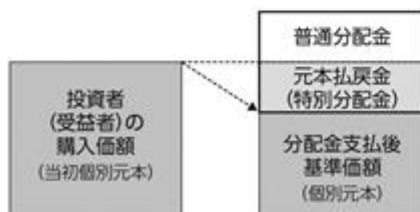
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

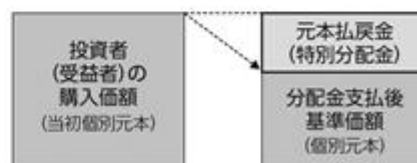
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動産 投信)資産配分固 定型))	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

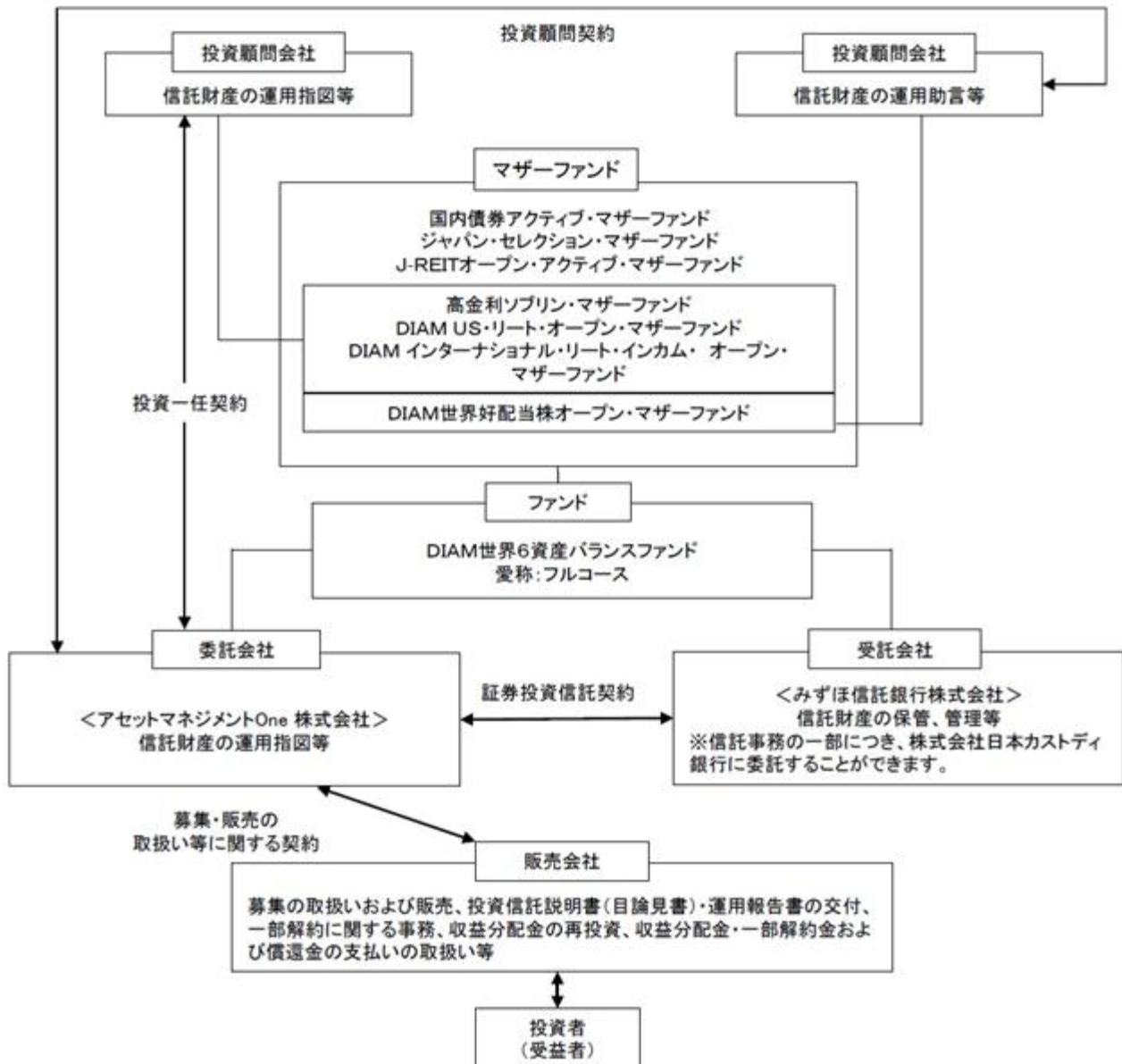
その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、 債券、不動産投信） 資産配分固定型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信）を実質的な投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））に分類されます。
年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

2006年12月15日 信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



投資顧問会社：

データベース・セレクテド・アドバイザーズ

委託会社との投資一任契約に基づき、DIAM US・リート・オープン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティーディー

委託会社との投資一任契約に基づき、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

Asset Management One International Ltd.

委託会社との投資一任契約に基づき、高金利ソブリン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

Asset Management One USA Inc.

委託会社との投資顧問契約に基づき、D I A M世界好配当株オープン・マザーファンドの信託財産の運用助言を行います。

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社(Asset Management One International Ltd.)との間においては、高金利ソブリン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。

委託会社と投資顧問会社(デービス・セレクトド・アドバイザーズ)との間においては、D I A M U S・リート・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。

委託会社と投資顧問会社(ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティエディー)との間においては、D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。

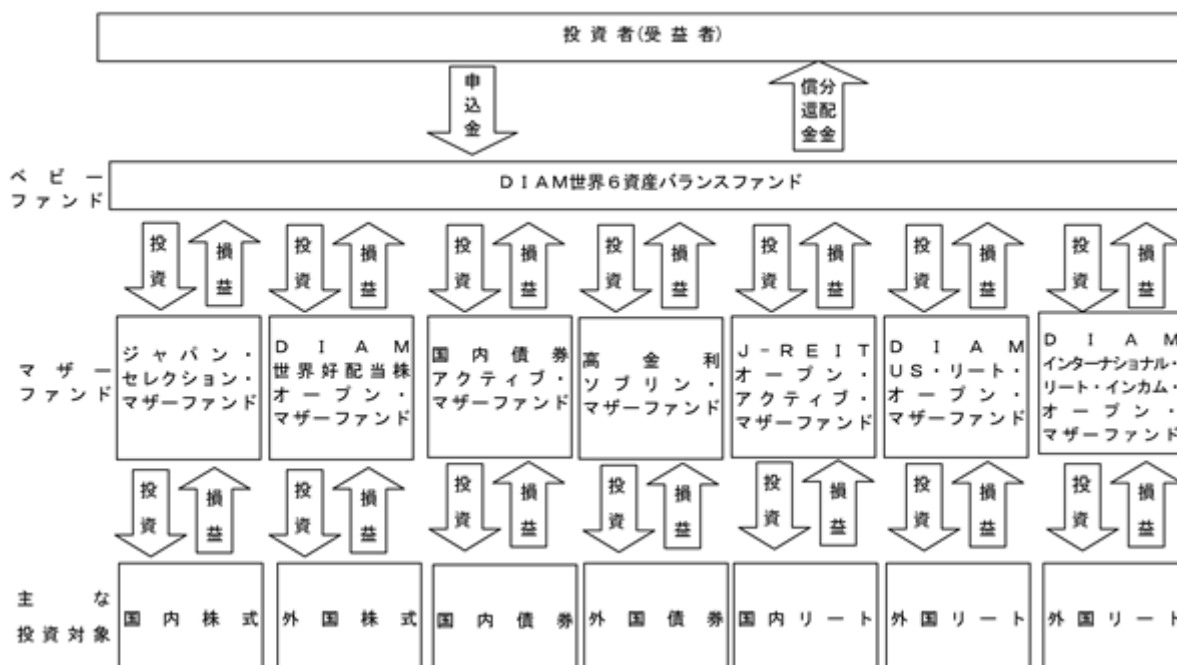
当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社(Asset Management One USA Inc.)との間においては、D I A M世界好配当株オープン・マザーファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年5月29日現在）

委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 2016年10月1日 D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2020年5月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券および不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

不動産投資信託証券（REIT）とは

- ・不動産投資信託証券（REIT）とは、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。（以下同じ。）
- ・REIT（リート）とは、Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。なお、主に豪州市場に上場する不動産投資信託証券については、LPT（Listed Property Trust）と呼ばれる場合があります。
- ・不動産投資信託証券（REIT）は、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くの不動産投資信託証券（REIT）は、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、不動産投資信託証券（REIT）は、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、そのほとんどを不動産投資信託証券（REIT）に投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

<投資対象>

国内債券アクティブ・マザーファンド受益証券、高金利ソブリン・マザーファンド受益証券、ジャパン・セレクション・マザーファンド受益証券、DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド受益証券、J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド受益証券、DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

国内債券アクティブ・マザーファンド、高金利ソブリン・マザーファンド、ジャパン・セレクション・マザーファンド、DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド、J-REITオープン・

アクティブ・マザーファンド、DIAM US・リート・オープン・マザーファンド、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの各受益証券への投資を通じ、国内外の株式、債券、不動産投資信託証券の計6資産への分散投資を行います。

各マザーファンド受益証券の組入比率については、均等割合を基本資産配分比率として投資します。ただし、国外の不動産投資信託証券へ投資するマザーファンドについては、各マザーファンドの純資産総額を合算して資産配分を算出します。なお、市場規模、投資環境等の変動等によっては、基本資産配分比率を変更することがあります。また、各マザーファンド受益証券の時価の変動等により各マザーファンドの純資産総額が基本資産配分比率から一定量以上乖離した場合には、各マザーファンド受益証券への投資割合を基本資産配分比率に近づけることとします。

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第19条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲等(約款第20条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、国内債券アクティブ・マザーファンド、高金利ソブリン・マザーファンド、ジャパン・セレクション・マザーファンド、DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド、J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド、DIAM US・リート・オープン・マザーファンド、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第20条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

金融商品の指図範囲(約款第20条第3項)

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と定めるときは、委託会社は、信託金を、上記の1. から4. までは掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内債券アクティブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として国内の公社債への投資を行うことにより、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。
主な投資対象	国内の国債、地方債、政府保証債、国内企業の発行による普通社債、ユーロ円債、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）、資産担保証券を主要投資対象とします。

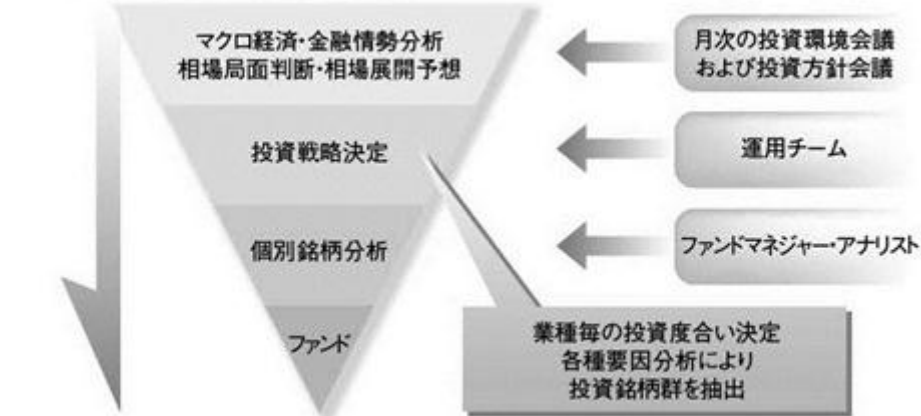
投資態度	<p>金利リスクおよび信用リスクを超過収益の源泉とし、両リスクの取り方を景気サイクルや市況動向に応じて変化させます。</p> <p>「NOMURA - B P I 総合」を運用にあたってのベンチマークとし、これを上回る成果の実現をめざします。</p> <p>「NOMURA - B P I 総合」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村証券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>NOMURA - B P I 総合の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。</p> </div> <p>各リスクについての考え方は、以下の通りです。</p> <p>金利リスク</p> <p>債券先物、金利スワップ、金利先物等により金利変動による債券価格の変動を調整することで収益の獲得をめざします。</p> <p>a. ポートフォリオのデュレーション[*]は、原則として1年～ベンチマークのデュレーション+3年程度の範囲で調整します。ただし、基準価額の防衛等リスク管理の観点から、デュレーションがマイナスとなるような調整を行う場合があります。なお、デュレーションの水準によっては、信託財産の純資産総額に対する実質組入比率がマイナスになる場合があります。</p> <p>b. デュレーションの調整には債券先物、債券オプション、金利スワップ、金利先物、公社債の空売り等を活用します。</p> <p>[*]デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、債券デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されています。</p> <p>一般事業債等の信用リスク</p> <p>社債(一般事業債)等の組入について</p> <p>一般に社債は発行企業の信用リスクに応じて国債よりも利回りが高くなります。そのため、信用リスクを定性・定量の両面から綿密に分析することで厳選した、利回りが相対的に高く信用力のある社債も組入れることで収益の獲得をめざします。</p> <p>a. 社債(一般事業債)等の組入れ時において、格付け機関[*]による発行体格付け(長期優先債務格付け)がBBB-以上の債券を投資対象とします。</p> <p>[*]スタンダード&プアーズ(S&P)、ムーディーズ(Moody's)、格付投資情報センター(R&I)または日本格付研究所(JCR)による格付けを基準とします。</p> <p>b. 格付けがBBB(+格~-格)の債券組入上限は、原則としてポートフォリオの50%程度とします。</p> <p>為替リスク</p> <p>外貨建資産への投資を行った場合は為替フルヘッジとし、原則として為替リスクはとりません。</p>
------	---

運用プロセス	<p>マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析に基づき、金利の方向性見通しイールドカーブシナリオおよびセクター Spredd の拡張等を予測します。</p> <p>金利見通しに基づいたファンド・デュレーションの決定、セクター Spredd の拡張予測に Spredd 収益の影響を勘案したセクター配分の決定、イールドカーブシナリオに基づいた年限配分戦略の決定、および定性・定量的に分析された個別銘柄の割高割安度に基づいた個別銘柄の決定を行い、ポートフォリオを構築します。</p>
主な投資制限	<p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	高金利ソブリン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。
主な投資対象	高金利国のソブリン債券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>景気・金利・為替動向、財政・金融政策を中心としたファンダメンタルズ分析に基づき、投資対象銘柄の発行規模やポートフォリオの地域分散を考慮した上で、主として高金利国のソブリン債に投資し、収益を追求します。なお、組入対象国および国別配分は特に限定しません。</p> <p>当初債券組入れ時において、A-/A3格以上の債券に投資対象とします。</p> <p>格付機関は Moody's社または S & P社とし、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けとします。</p> <p>運用指図に関する権限は、Asset Management One International Ltd.に委託します。</p> <p>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>

<p>運用プロセス</p>	<p>地域配分（通貨アロケーション）の決定</p> <p>各国の金利はその国の名目経済成長率と密接な関係があるため、経済分析を中心に、名目経済成長率のサイクルとリスク・プレミアムがピークに近いと判断される国に注目します。これらの国の実体経済、財政政策、金融政策等のファンダメンタルズ分析をもとに、為替リスク、金利リスク、信用リスクを判断し、リスクの相対的に小さな国に重点投資します。</p> <p>投資銘柄の決定</p> <p>当該国のイールドカーブの形状や銘柄毎の流動性を勘案した上で銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築します。</p> <p>リスク管理とモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日次で、保有債券のスプレッドや信用格付けをモニターすると同時に、保有国に関するニュースのフォロー、およびマクロ経済分析を実施いたします。（ファンドマネジャー） ・週次で、ポートフォリオのリスク量や寄与度分析等を中心に、パフォーマンス評価を実施します。（ミドル・オフィサー） ・月次で、コンプライアンス・オフィサーが運用ガイドライン等の契約項目をチェックします。
<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。株式（株式投資信託証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

<p>ファンド名</p>	<p>ジャパン・セレクション・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。</p>

主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>国内の全上場銘柄を投資対象とし、アクティブ運用を行います。マクロ経済・金融政策・株式市場動向をベースとしたトップダウンアプローチを行い、大局的な相場局面判断に基づいて投資戦略を決定、個別銘柄を分析し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>銘柄重視の立場から、インデックスの業種構成などに縛られない銘柄選択を行い、ベンチマークは特定しません。</p> <p>当社独自の調査により、グローバルスタンダードで勝ち抜ける企業を選定します。M & A、自社株買い、リストラ等により収益力の向上やEPSの増加が期待できる成長株を中心に、銘柄数を絞り込んで投資します。</p> <p>企業評価では主として収益力や技術力といった成長力に着目すると共に、バリュー面からのチェックも行います。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向によってはリスク回避の観点から株価指数先物取引やオプション取引の利用を含め、組入比率を低下させることがあります。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>有価証券先物取引等を活用することがあります。</p>
運用プロセス	<p>マクロ経済・金融政策、相場局面分析をベースとしたトップダウンアプローチを行います。</p>  <p>相場を動かしている基本的な要因を調べ、その流れを掴むことを重視します。</p>

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
---------------	--

<p>ファンド名</p>	<p>D I A M世界好配当株オープン・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。</p>
<p>主な投資対象</p>	<p>日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。</p>

投資態度

主に日本を除く世界各国の好配当株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

組入銘柄の選定に当たっては、配当利回りの高い銘柄および増配の期待できる銘柄を選定し、安定的な配当収入およびキャピタルゲインを享受することをめざします。

欧米地域の銘柄選定に当たってはAsset Management One USA Inc.の投資助言を受けます。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向の急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、株式組入比率を引き下げることがあります。

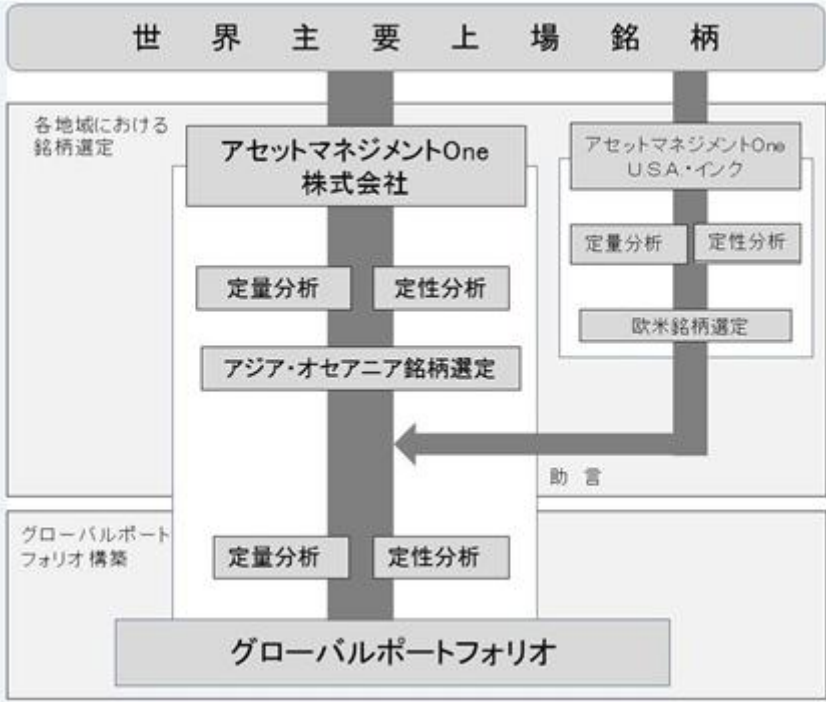
外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

<投資対象銘柄イメージ>

世界の株式の中でも配当利回りの高い銘柄および増配の期待できる銘柄に着目します。



上記企業の特徴はあくまでも一般論であり、すべての企業にあてはまるわけではありません。

運用プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組入れ銘柄選定にあたっては、Asset Management One USA Inc.は欧米における銘柄を選定し、委託会社に助言します。委託会社はアジア・オセアニアにおける銘柄を選定します。 ・ 委託会社は、選定された各地域の組入れ銘柄について、平均配当利回り、地域配分、業種配分等を考慮し、最終的にグローバルポートフォリオとして集約・構築します。 
主な投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)を上回る投資成果をめざして運用を行います。

<p>主な投資対象</p>	<p>東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。)を主要投資対象とします。</p>
<p>投資態度</p>	<p>主として、東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)J-REIT(不動産投資信託証券)に投資し、「東証REIT指数(配当込み)」を運用にあたってのベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果をめざします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。</p> </div>
<p>投資プロセス</p>	<p>東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)J-REIT(不動産投資信託証券)を対象に以下のプロセスに基づき、アクティブ運用を行います。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>J-REIT(不動産投資信託証券)への投資割合は、原則として高位を保ちます。</p>
<p>主な投資制限</p>	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>ファンド名</p>	<p>DIAMUS・リート・オープン・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。</p>

主な投資対象	米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。以下同じ。)の投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	運用指図に関する権限はデビス・セレクトド・アドバイザーズ(米国)に委託します。 不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することをめざします。 外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。
運用プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主な投資対象とします。 ・トップダウン・アプローチによる分析とボトムアップ・アプローチによる分析を相互補完的に実施した上で投資銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。
主な投資対象	米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等の投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	運用指図に関する権限はファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティエーディーに委託します。 不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することをめざします。 外貨建資産について、対円で為替ヘッジは行いません。
運用プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主な投資対象とします。 ・個別銘柄調査に基づくファンダメンタルズ分析などのボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--------	---

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

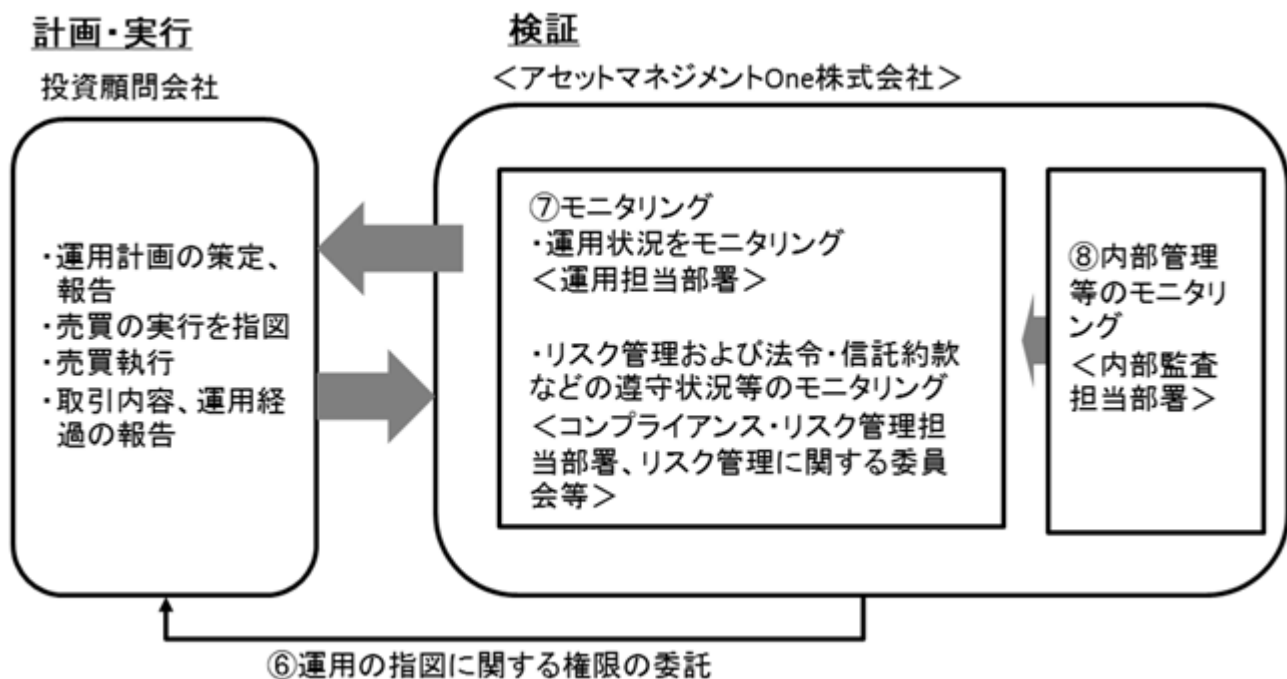
内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

当ファンドが投資対象とする高金利ソブリン・マザーファンドは、Asset Management One International Ltd.に高金利ソブリン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

当ファンドが投資対象とするD I A M US・リート・オープン・マザーファンドは、デビ
ス・セレクトド・アドバイザーズにD I A M US・リート・オープン・マザーファンドの運
用の指図に関する権限を委託します。

当ファンドが投資対象とするD I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・
マザーファンドは、ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・
エルティーディーにD I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザー
ファンドの運用の指図に関する権限を委託します。



運用の指図に関する権限の委託

Asset Management One International Ltd.は投資一任契約に基づいて高金利ソブリン・マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

デビ
ス・セレクトド・アドバイザーズは投資一任契約に基づいてD I A M US・リート・オープン・マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティーディーは投資一任契約に基づいてD I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

各ファンドの運用指図の委託先の運用体制は以下の通りです。

・Asset Management One International Ltd.の運用体制

高金利ソブリン・マザーファンドについては、信託財産の運用指図に関する権限をAsset Management One International Ltd.に委託します。	
運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ・Asset Management One International Ltd.の運用部門は、債券（含む、エマーシング、クレジット）、為替、トレーディングの担当で構成されています。 ・Asset Management One International Ltd.の債券、為替の運用担当者は、欧州およびその近接地域の市場を中心に、マクロ分析、市場分析、企業分析を行います。 ・グローバル運用体制を採用しており、アジア、オセアニア、米州等の地域に関しては、東京およびNYオフィスの運用担当者からの情報、分析を投資判断に活用しています。
運用プロセス	<p>情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用担当者は、欧州およびその近接地域の市場を中心に、マクロ分析、市場分析、企業分析を行います。アジア、オセアニア、米州等の地域に関しては、東京およびNYオフィスの運用担当者との情報交換や議論を活用し、投資対象国・地域のマクロ経済環境や対象資産に関する分析を行います。 <p>運用方針・戦略の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次の運用方針会議におけるマクロ経済環境や金融市場環境などに関する議論を踏まえ、当該ファンドの運用目標・ガイドラインに沿った運用方針・戦略を策定します。さらに市場環境の変化に対応するため、週次の担当者ミーティングで運用方針・戦略の確認・見直しを行います。 <p>ポートフォリオの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した運用方針・戦略に基づき、運用担当者がポートフォリオを構築します。運用対象となる銘柄の執行については基本的にはそれぞれの運用担当者が自ら行います。 ・運用担当者は使用するポートフォリオ・マネジメント・システムでポートフォリオのリスク量やその変化を適宜把握できる体制となっています。 <p>運用モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用ガイドラインチェックは運用部門からは独立したコンプライアンスチームによってシステムを用いて日次で行われています。 ・同じく運用部門から独立したリスク管理チームが各ファンドのパフォーマンス評価や各種リスクのモニタリングを行っており、月次で開催されるモニタリング会議で報告されています。

・ デービス・セレクトド・アドバイザーズの運用体制

D I A M U S ・ リート ・ オープン ・ マザーファンドについては、信託財産の運用指図に関する権限をデービス・セレクトド・アドバイザーズに委託します。	
調査活動	不動産担当ポートフォリオマネジャー（運用担当者、以下同じ）およびアナリストにより、綿密な個別銘柄調査が行われます。経済・政治・不動産市場などのマクロ分析結果は、上記個別銘柄調査を効率的に行うことを目的として、活用されます。
ポートフォリオ構築	の分析結果に基づき、個別銘柄の選択の結果としてポートフォリオが構築されます。付加価値の源泉を個別銘柄選択に求めているため、良い経営の成長している銘柄を、内在価値より割安な価格で購入することを主眼とします。組入銘柄は、地理的、不動産タイプ別に分散させながら、30～40銘柄でポートフォリオを組成します。ポートフォリオ構築の最終決定は、不動産担当ポートフォリオマネジャーが行います。
リスク管理 / コンプライアンス・チェック	不動産投信等への投資にかかるリスク管理は、個別銘柄のリスク管理に帰結するとの認識のもと、組入銘柄の継続的な調査を運用部門にて行います。また、業種分散、銘柄集中度を月次でモニタリングします。それら一連のリスク管理は、運用部門とは独立した組織により並行して行われます。また、ガイドラインの遵守状況などコンプライアンス・チェックも、運用部門とは完全に独立した部門により、定期的に行われます。

・ ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティーディーの運用体制

D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドについては、信託財産の運用指図に関する権限をファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティーディーに委託します。	
調査活動	<p>a) トップダウン・マクロ・スクリーニング</p> <p>中長期的に良好な運用を行うため、経済・政治・税金・証券市場・通貨見通しに加え、不動産需給の基礎的要因や貸借レート成長率、土地価格の見積もりなどに基づき、専属ファンドマネジャー（運用担当者、以下同じ）およびアナリストが地域別に不動産物件セクターの見通しを策定します。</p> <p>b) ボトムアップ調査</p> <p>専属ファンドマネジャーおよびアナリストが、不動産関連証券発行会社のマネジメントとの面談、主要な不動産賃貸契約の個別契約条項や不動産入居テナント企業に対する分析に基づき、綿密な調査活動を行います。</p>
ポートフォリオ構築	a) および b) の分析結果に基づき、個別銘柄の選択の結果としてポートフォリオが構築されます。付加価値の源泉を個別銘柄選択に求めているため、グローバルな視点により銘柄の横比較を行い、優良な銘柄を選択することに主眼を置いています。ポートフォリオ構築に関する権限は、不動産関連証券チームの責任者に一任されています。

リスク管理/コンプライアンス・チェック	運用部門でのモニタリングに加え、運用部門とは完全に独立した部門により、個別銘柄ベースのリスク評価、また主に社内管理システムを活用してポートフォリオのリスク管理が行われます。また、ガイドラインの遵守状況などコンプライアンス・チェックも、運用部門とは完全に独立した部門により、システマティックに行われます。
---------------------	---

上記体制は、2020年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として奇数月の各8日。休業日の場合は翌営業日。)に以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として、利子、配当等収益を中心に安定した分配を行い、売買益(評価益を含みます。)等については決算時の基準価額水準を勘案して分配を行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。分配金額については、基準価額水準および市況動向等を勘案し委託会社の判断により決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益(利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)と各マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、各マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第23条)

1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図および範囲(約款第26条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第27条)

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第28条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第29条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第29条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第30条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建資産への投資制限(約款第31条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲(約款第32条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ(約款第39条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内

である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分リスク

複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各資産（国内債券、外国債券、国内株式、外国株式、国内リートおよび外国リート）の資産配分は均等とすることを基本とし、一定範囲内の変動に抑えます。

この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券およびリートの価格が変動するリスクをいいます。金利が上昇した場合には、債券およびリートの価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる可能性があります。

リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。
当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドでは実質組入外貨建資産の為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する要因となる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

委託会社は、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

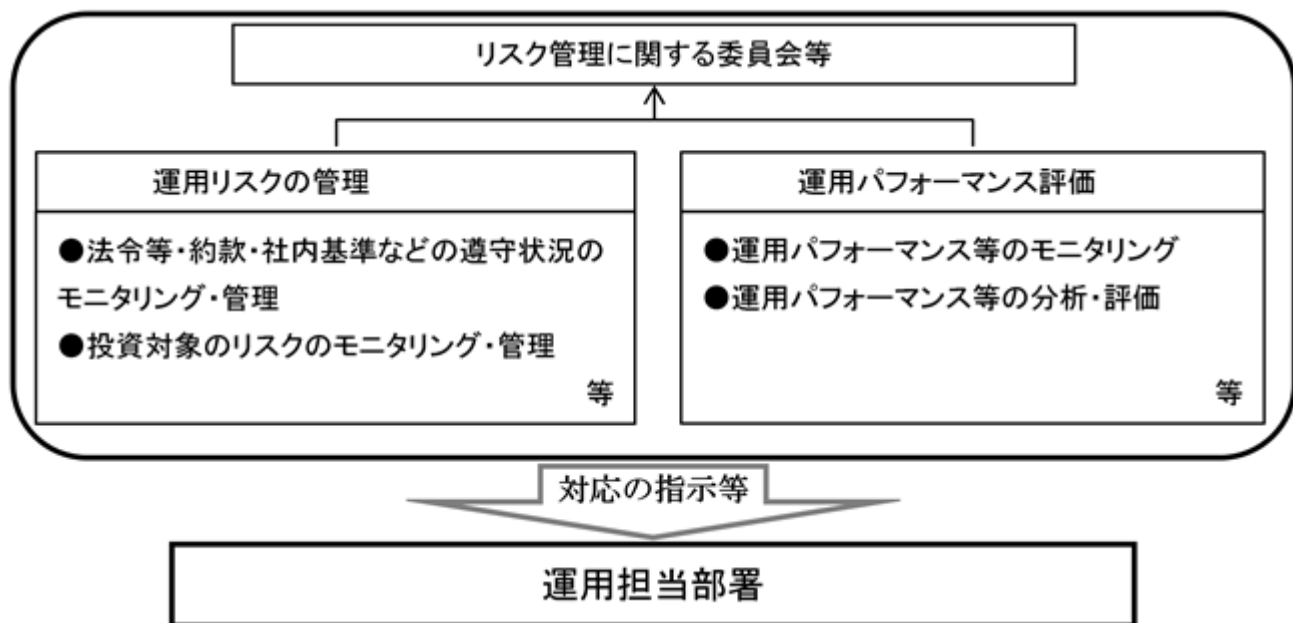
注意事項

- ・当ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< リスク管理体制 >

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



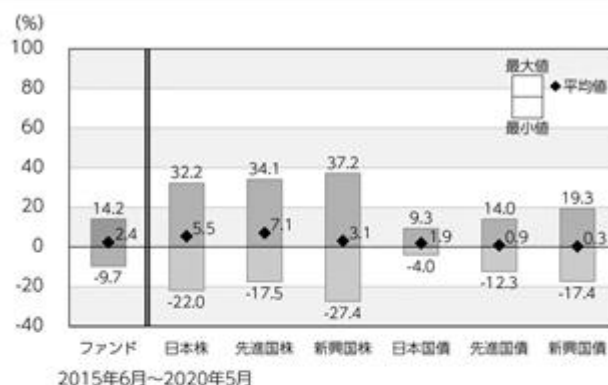
リスク管理体制は2020年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.5675%（税抜1.425%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.545%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.820%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.060%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

委託会社の信託報酬には、各マザーファンドの投資顧問会社への報酬が含まれます。

- ・高金利ソブリン・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（Asset Management One International Ltd.）に対する報酬（当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.2725%）
- ・DIAM US・リート・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（デービス・セレクトド・アドバイザーズ）に対する報酬（当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.325～0.50%）
- ・DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティーディー）に対する報酬（当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.325～0.50%）

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2020年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コー

スで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,260,027,224	98.59
内 日本	1,260,027,224	98.59
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	18,009,001	1.41
純資産総額	1,278,036,225	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内債券アクティブ・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	267,256,800	71.73
内 日本	267,256,800	71.73
社債券	91,107,700	24.45
内 日本	91,107,700	24.45
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	14,239,991	3.82
純資産総額	372,604,491	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

高金利ソブリン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	1,895,255,029	98.39
内 アメリカ	268,956,720	13.96
内 カナダ	232,551,116	12.07
内 ポーランド	219,574,865	11.40
内 シンガポール	211,631,570	10.99
内 タイ	205,538,006	10.67
内 ノルウェー	188,201,464	9.77
内 ニューゼaland	153,132,805	7.95
内 オーストラリア	146,771,397	7.62
内 マレーシア	145,904,608	7.57
内 イギリス	122,992,478	6.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	31,046,474	1.61
純資産総額	1,926,301,503	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ジャパン・セレクション・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	6,421,887,020	98.57
内 日本	6,421,887,020	98.57
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	93,273,050	1.43
純資産総額	6,515,160,070	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D I A M世界好配当株オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	30,473,121,675	97.16
内 アメリカ	13,566,141,251	43.26
内 イギリス	4,576,367,599	14.59
内 ドイツ	3,091,167,282	9.86
内 カナダ	1,968,190,131	6.28
内 フランス	1,737,801,929	5.54
内 スイス	1,540,921,077	4.91
内 スペイン	1,430,106,384	4.56
内 フィンランド	565,765,977	1.80
内 香港	472,194,441	1.51
内 アイルランド	404,107,217	1.29
内 オーストラリア	374,259,543	1.19
内 オランダ	352,746,598	1.12
内 シンガポール	196,789,448	0.63
内 ノルウェー	196,562,798	0.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	889,357,633	2.84
純資産総額	31,362,479,308	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

J - R E I Tオープン・アクティブ・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	405,834,290	97.37
内 日本	405,834,290	97.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	10,951,368	2.63
純資産総額	416,785,658	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	20,433,741,025	93.54
内 アメリカ	20,433,741,025	93.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,410,266,577	6.46
純資産総額	21,844,007,602	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	10,959,603,345	33.14
内 オーストラリア	7,066,082,387	21.37
内 シンガポール	3,893,520,958	11.77
投資証券	20,557,753,444	62.16
内 カナダ	7,055,980,567	21.34
内 イギリス	3,500,494,278	10.59
内 ベルギー	2,490,377,396	7.53
内 オランダ	1,810,652,314	5.48
内 ニュージーランド	1,700,308,068	5.14
内 ドイツ	1,325,453,365	4.01
内 フランス	1,309,622,834	3.96
内 香港	1,189,047,360	3.60
内 スペイン	175,817,262	0.53
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,552,955,056	4.70
純資産総額	33,070,311,845	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内債券アクティブ・マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	167,207,469	1.4189 237,267,398	1.4180 237,100,191	- -	18.55
2	高金利ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	166,335,228	1.3112 218,115,384	1.3436 223,488,012	- -	17.49
3	J-REITオープン・ア クティブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	97,380,506	2.1293 207,362,049	2.1925 213,506,759	- -	16.71
4	ジャパン・セレクション・ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	74,051,385	2.6360 195,206,855	2.8462 210,765,051	- -	16.49
5	DIAM世界好配当株オー プン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	84,351,777	2.2473 189,572,183	2.3876 201,398,302	- -	15.76
6	DIAM インターナショ ナル・リート・インカム・ オープン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	48,515,598	2.1165 102,688,114	2.2368 108,519,689	- -	8.49
7	DIAM US・リート・ オープン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	21,739,595	2.8240 61,394,790	3.0014 65,249,220	- -	5.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.59
合計	98.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内債券アクティブ・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	355回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	42,000,000	101.32 42,556,920	101.22 42,514,500	0.1 2029/6/20	11.41

2	142回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	42,000,000	101.11 42,466,800	101.07 42,451,920	0.1 2024/12/20	11.39
3	499回 中部電力社債 日本	社債券	30,000,000	103.64 31,092,300	103.33 30,999,300	1.194 2023/6/23	8.32
4	526回 関西電力社債 日本	社債券	30,000,000	100.09 30,027,600	100.41 30,125,400	0.29 2024/1/25	8.09
5	354回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	21,000,000	101.42 21,299,040	101.28 21,269,010	0.1 2029/3/20	5.71
6	143回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	20,000,000	101.05 20,211,200	101.11 20,222,000	0.1 2025/3/20	5.43
7	482回 九州電力社債 日本	社債券	20,000,000	99.55 19,910,800	99.93 19,986,000	0.17 2024/8/23	5.36
8	140回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	15,000,000	119.53 17,930,550	119.30 17,895,300	1.7 2032/9/20	4.80
9	34回 利付国庫債券(3 0年) 日本	国債証券	13,000,000	137.16 17,830,930	136.66 17,766,190	2.2 2041/3/20	4.77
10	142回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	13,000,000	121.02 15,732,600	120.77 15,700,880	1.8 2032/12/20	4.21
11	156回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	14,000,000	102.44 14,342,160	102.20 14,308,280	0.4 2036/3/20	3.84
12	60回 利付国庫債券(3 0年) 日本	国債証券	11,000,000	111.88 12,306,910	111.01 12,212,090	0.9 2048/9/20	3.28
13	346回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	10,000,000	101.55 10,155,600	101.47 10,147,300	0.1 2027/3/20	2.72
14	488回 九州電力社債 日本	社債券	10,000,000	100.00 10,000,000	99.97 9,997,000	0.07 2023/5/25	2.68
15	358回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	8,000,000	101.05 8,084,480	100.98 8,078,400	0.1 2030/3/20	2.17
16	154回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	5,000,000	114.73 5,736,600	114.42 5,721,200	1.2 2035/9/20	1.54
17	66回 利付国庫債券(3 0年) 日本	国債証券	5,000,000	98.39 4,919,760	97.40 4,870,300	0.4 2050/3/20	1.31
18	150回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	4,000,000	117.16 4,686,440	116.85 4,674,000	1.4 2034/9/20	1.25
19	153回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	4,000,000	116.13 4,645,320	115.81 4,632,760	1.3 2035/6/20	1.24

20	345回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	3,000,000	101.53 3,045,990	101.45 3,043,590	0.1 2026/12/20	0.82
21	12回 利付国庫債券(4 0年) 日本	国債証券	3,000,000	101.15 3,034,530	99.19 2,975,820	0.5 2059/3/20	0.80
22	64回 利付国庫債券(3 0年) 日本	国債証券	3,000,000	98.57 2,957,250	97.44 2,923,320	0.4 2049/9/20	0.78
23	6回 利付国庫債券(40 年) 日本	国債証券	2,000,000	143.97 2,879,580	142.05 2,841,040	1.9 2053/3/20	0.76
24	11回 利付国庫債券(4 0年) 日本	国債証券	2,000,000	111.50 2,230,020	109.53 2,190,740	0.8 2058/3/20	0.59
25	347回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	2,000,000	101.61 2,032,280	101.49 2,029,840	0.1 2027/6/20	0.54
26	356回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	2,000,000	101.22 2,024,400	101.11 2,022,360	0.1 2029/9/20	0.54
27	7回 利付国庫債券(40 年) 日本	国債証券	1,000,000	138.76 1,387,640	136.87 1,368,720	1.7 2054/3/20	0.37
28	152回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	1,000,000	114.51 1,145,110	114.21 1,142,100	1.2 2035/3/20	0.31
29	10回 利付国庫債券(4 0年) 日本	国債証券	1,000,000	114.58 1,145,880	112.78 1,127,820	0.9 2057/3/20	0.30
30	155回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	1,000,000	111.77 1,117,720	111.47 1,114,780	1 2035/12/20	0.30

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	71.73
社債券	24.45
合計	96.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

高金利ソブリン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	SINGAPORE 2.375 06/01/25 シンガポール	国債証券	193,519,500	108.70 210,368,100	109.35 211,631,570	2.375 2025/6/1	10.99
2	THAILAND 1.45 12/17/24 タイ	国債証券	199,420,000	103.12 205,657,247	103.06 205,538,006	1.45 2024/12/17	10.67
3	NORWAY 1.75 03/13/25 ノルウェー	国債証券	175,840,000	108.09 190,082,195	107.02 188,201,464	1.75 2025/3/13	9.77
4	POLAND 2.5 04/25/24 ポーランド	国債証券	166,394,250	106.69 177,533,329	107.77 179,332,717	2.5 2024/4/25	9.31
5	US T N/B 1.375 01/31/25 アメリカ	国債証券	156,993,800	105.05 164,926,236	104.82 164,573,656	1.375 2025/1/31	8.54
6	NEW ZEALAND 2.75 04/15/25 ニュージーランド	国債証券	137,216,600	112.12 153,850,152	111.59 153,132,805	2.75 2025/4/15	7.95
7	AUSTRALIAN 2.75 04/21/24 オーストラリア	国債証券	134,138,000	109.54 146,947,197	109.41 146,771,397	2.75 2024/4/21	7.62
8	CANADA 2.25 03/01/24 カナダ	国債証券	117,015,000	107.36 125,631,984	107.16 125,400,294	2.25 2024/3/1	6.51
9	UK TREASURY 0.625 06/07/25 イギリス	国債証券	119,277,000	102.80 122,627,490	103.11 122,992,478	0.625 2025/6/7	6.38
10	CANADA 1.25 03/01/25 カナダ	国債証券	102,973,200	104.12 107,220,040	104.05 107,150,822	1.25 2025/3/1	5.56
11	US T N/B 2.375 02/29/24 アメリカ	国債証券	96,777,000	108.10 104,617,446	107.85 104,383,064	2.375 2024/2/29	5.42
12	MALAYSIA 3.8 08/17/23 マレーシア	国債証券	76,632,000	104.30 79,929,352	104.48 80,072,041	3.8 2023/8/17	4.16
13	MALAYSIA 4.059 09/30/24 マレーシア	国債証券	61,800,000	106.73 65,964,127	106.52 65,832,567	4.059 2024/9/30	3.42
14	POLAND 0.75 04/25/25 ポーランド	国債証券	40,095,000	99.23 39,789,476	100.36 40,242,148	0.75 2025/4/25	2.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.39
合計	98.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ジャパン・セレクション・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	中外製薬 日本	株式 医薬品	21,000	11,055.00 232,155,000	15,890.00 333,690,000	- -	5.12
2	セコム 日本	株式 サービス 業	30,900	7,713.00 238,331,700	9,334.00 288,420,600	- -	4.43
3	キーエンス 日本	株式 電気機器	5,300	30,640.00 162,392,000	44,350.00 235,055,000	- -	3.61
4	ソニー 日本	株式 電気機器	32,200	5,833.00 187,822,600	6,874.00 221,342,800	- -	3.40
5	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	32,300	6,369.38 205,731,273	6,755.00 218,186,500	- -	3.35
6	J S R 日本	株式 化学	94,500	1,592.26 150,469,439	2,112.00 199,584,000	- -	3.06
7	村田製作所 日本	株式 電気機器	27,200	4,705.00 127,976,000	6,015.00 163,608,000	- -	2.51
8	第一三共 日本	株式 医薬品	14,400	5,742.00 82,684,800	10,085.00 145,224,000	- -	2.23
9	信越化学工業 日本	株式 化学	11,100	9,290.78 103,127,750	12,620.00 140,082,000	- -	2.15
10	三井住友フィナンシャルグ ループ 日本	株式 銀行業	44,400	2,661.50 118,170,600	3,119.00 138,483,600	- -	2.13
11	ハウス食品グループ本社 日本	株式 食料品	34,300	3,166.40 108,607,592	3,645.00 125,023,500	- -	1.92
12	日立製作所 日本	株式 電気機器	35,300	2,899.50 102,352,350	3,455.00 121,961,500	- -	1.87
13	日本電信電話 日本	株式 情報・通 信業	49,100	2,334.59 114,628,414	2,444.00 120,000,400	- -	1.84
14	S M C 日本	株式 機械	2,100	42,238.75 88,701,384	54,370.00 114,177,000	- -	1.75
15	オービック 日本	株式 情報・通 信業	5,800	13,759.93 79,807,597	18,680.00 108,344,000	- -	1.66
16	ダイキン工業 日本	株式 機械	6,600	12,090.00 79,794,000	15,850.00 104,610,000	- -	1.61
17	任天堂 日本	株式 その他製 品	2,400	41,523.72 99,656,945	43,540.00 104,496,000	- -	1.60
18	T D K 日本	株式 電気機器	9,500	7,682.59 72,984,631	10,080.00 95,760,000	- -	1.47
19	東急 日本	株式 陸運業	54,700	1,580.00 86,426,000	1,708.00 93,427,600	- -	1.43
20	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	20,000	4,377.96 87,559,354	4,668.00 93,360,000	- -	1.43

21	リンナイ 日本	株式 金属製品	9,400	7,058.68 66,351,675	9,070.00 85,258,000	- -	1.31
22	シスメックス 日本	株式 電気機器	9,900	7,796.36 77,184,052	8,610.00 85,239,000	- -	1.31
23	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 日本	株式 小売業	37,000	1,811.69 67,032,846	2,171.00 80,327,000	- -	1.23
24	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	21,500	3,490.26 75,040,684	3,710.00 79,765,000	- -	1.22
25	カブコン 日本	株式 情報・通信業	19,700	2,768.00 54,529,600	3,805.00 74,958,500	- -	1.15
26	伊藤忠テクノソリューションズ 日本	株式 情報・通信業	20,400	2,776.14 56,633,411	3,640.00 74,256,000	- -	1.14
27	富士電機 日本	株式 電気機器	25,400	2,065.00 52,451,000	2,879.00 73,126,600	- -	1.12
28	ハーモニック・ドライブ・システムズ 日本	株式 機械	11,500	4,095.00 47,092,500	6,220.00 71,530,000	- -	1.10
29	アイ・アールジャパンホールディングス 日本	株式 サービス業	7,400	5,080.00 37,592,000	9,550.00 70,670,000	- -	1.08
30	ウエルシアホールディングス 日本	株式 小売業	7,400	6,160.00 45,584,000	9,050.00 66,970,000	- -	1.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率(%)
株式	98.57
合計	98.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和2年5月29日現在

業種	国内/外国	投資比率(%)
電気機器	国内	22.17
情報・通信業		12.63
化学		8.47
医薬品		8.30
サービス業		7.72
機械		6.63
輸送用機器		4.80
小売業		4.28
銀行業		3.07
その他製品		2.73
食料品		2.25
陸運業		2.24
精密機器		2.04
保険業		1.99
不動産業		1.33
金属製品		1.31
その他金融業		1.17
非鉄金属		1.02
卸売業		0.95
証券、商品先物取引業		0.92
ガラス・土石製品		0.80
建設業		0.78
鉱業		0.68
水産・農林業	0.28	
合計		98.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

D I A M世界好配当株オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	85,283	12,107.87 1,032,596,159	12,479.93 1,064,326,023	- -	3.39
2	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	108,611	8,212.06 891,920,711	8,499.17 923,103,483	- -	2.94
3	MCDONALD'S CORPORATION アメリカ	株式 ホテル・ レストラン・ レジャー	41,308	19,829.60 819,121,418	20,294.13 838,310,207	- -	2.67
4	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN スイス	株式 医薬品	20,338	38,920.47 791,564,722	38,056.19 773,986,995	- -	2.47
5	NOVARTIS AG-REG SHS スイス	株式 医薬品	82,479	9,268.42 764,450,607	9,298.53 766,934,082	- -	2.45

6	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	34,709	19,732.83 684,906,806	19,505.94 677,031,740	- -	2.16
7	IBERDROLA SA スペイン	株式 電力	581,773	1,089.32 633,739,710	1,145.79 666,591,046	- -	2.13
8	NATIONAL GRID PLC イギリス	株式 総合公益 事業	541,880	1,167.05 632,406,028	1,228.81 665,871,984	- -	2.12
9	SANOFI フランス	株式 医薬品	62,001	10,444.12 647,546,324	10,544.19 653,750,714	- -	2.08
10	ASTRAZENECA PLC イギリス	株式 医薬品	55,809	11,922.39 665,377,154	11,527.45 643,335,981	- -	2.05
11	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテ クノー ジー	65,593	9,903.51 649,601,128	9,680.92 635,000,972	- -	2.02
12	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG ドイツ	株式 各種電気 通信サー ビス	371,847	1,647.56 612,643,180	1,707.13 634,792,247	- -	2.02
13	GLAXOSMITHKLINE PLC イギリス	株式 医薬品	267,020	2,204.23 588,575,887	2,231.27 595,795,071	- -	1.90
14	DEUTSCHE POST AG-REG ドイツ	株式 航空貨 物・物流 サービス	170,671	3,392.82 579,056,391	3,446.43 588,205,808	- -	1.88
15	PFIZER INC アメリカ	株式 医薬品	132,542	4,032.37 534,459,047	4,105.49 544,150,571	- -	1.74
16	CAMPBELL SOUP CO アメリカ	株式 食品	100,422	5,199.07 522,101,559	5,324.88 534,735,661	- -	1.71
17	RIO TINTO PLC イギリス	株式 金属・鉱 業	90,640	5,649.09 512,033,630	5,683.54 515,156,885	- -	1.64
18	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	83,769	6,102.87 511,232,086	6,077.59 509,114,105	- -	1.62
19	E.ON SE ドイツ	株式 総合公益 事業	420,962	1,168.18 491,763,084	1,203.21 506,506,950	- -	1.62
20	LOCKHEED MARTIN CORP アメリカ	株式 航空宇 宙・防衛	11,809	39,678.56 468,564,233	42,844.25 505,947,786	- -	1.61
21	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL アメリカ	株式 タバコ	63,734	7,575.48 482,816,184	7,904.53 503,787,334	- -	1.61

22	NORTHLAND POWER INC カナダ	株式 独立系発 電事業 者・エネ ルギー販 売業者	204,299	2,376.18 485,452,137	2,438.59 498,202,029	- -	1.59
23	PACCAR INC アメリカ	株式 機械	62,161	7,357.20 457,331,070	7,957.75 494,662,172	- -	1.58
24	TRUIST FINANCIAL CORP アメリカ	株式 銀行	119,507	3,579.67 427,796,064	4,102.26 490,249,921	- -	1.56
25	ALGONQUIN POWER & UTILITIES CO カナダ	株式 総合公益 事業	314,056	1,468.92 461,325,746	1,513.39 475,290,466	- -	1.52
26	UNILEVER PLC イギリス	株式 パーソナ ル用品	80,844	5,453.60 440,891,606	5,738.54 463,927,255	- -	1.48
27	AXA フランス	株式 保険	225,072	1,809.82 407,340,472	2,017.34 454,048,417	- -	1.45
28	CISCO SYSTEMS INC アメリカ	株式 通信機器	90,648	4,828.09 437,657,336	4,902.83 444,431,765	- -	1.42
29	ALLIANZ SE ドイツ	株式 保険	22,289	18,982.17 423,093,680	19,861.35 442,689,710	- -	1.41
30	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	27,033	15,524.10 419,663,160	15,803.68 427,220,992	- -	1.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率(%)
株式	97.16
合計	97.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和2年5月29日現在

業種	国内 / 外国	投資比率 (%)
医薬品	外国	16.99
総合公益事業		8.70
銀行		6.53
石油・ガス・消耗燃料		5.80
電力		5.74
保険		4.50
家庭用品		4.19
各種電気通信サービス		4.17
タバコ		3.78
バイオテクノロジー		3.19
食品		2.83
ホテル・レストラン・レジャー		2.67
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		2.16
ソフトウェア		2.16
金属・鉱業		2.11
機械		2.10
航空貨物・物流サービス		1.88
半導体・半導体製造装置		1.62
航空宇宙・防衛		1.61
パーソナル用品		1.48
通信機器		1.42
化学		1.31
水道		1.29
建設・土木		1.09
コングロマリット		1.04
自動車		0.92
情報技術サービス		0.87
コンピュータ・周辺機器		0.84
資本市場		0.77
不動産管理・開発		0.77
電気設備		0.70
紙製品・林産品	0.65	
無線通信サービス	0.57	
ガス	0.43	
商社・流通業	0.28	
合計		97.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本	投資証 券	54	613,000.00 33,102,000	588,000.00 31,752,000	- -	7.62

2	日本プロロジスリート投資 法人 日本	投資証 券	80	294,400.00 23,552,000	304,000.00 24,320,000	- -	5.84
3	G L P投資法人 日本	投資証 券	151	140,100.00 21,155,100	143,700.00 21,698,700	- -	5.21
4	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証 券	32	676,000.00 21,632,000	676,000.00 21,632,000	- -	5.19
5	野村不動産マスターファン ド投資法人 日本	投資証 券	121	129,100.00 15,621,100	132,500.00 16,032,500	- -	3.85
6	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証 券	25	611,000.00 15,275,000	629,000.00 15,725,000	- -	3.77
7	オリックス不動産投資法人 日本	投資証 券	89	136,300.00 12,130,700	155,800.00 13,866,200	- -	3.33
8	アドバンス・レジデンス投 資法人 日本	投資証 券	35	338,500.00 11,847,500	335,500.00 11,742,500	- -	2.82
9	コンフォリア・レジデン シャル投資法人 日本	投資証 券	35	331,500.00 11,602,500	326,000.00 11,410,000	- -	2.74
10	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証 券	40	264,800.00 10,592,000	266,400.00 10,656,000	- -	2.56
11	プレミア投資法人 日本	投資証 券	85	116,000.00 9,860,000	122,100.00 10,378,500	- -	2.49
12	東急リアル・エステート投 資法人 日本	投資証 券	69	151,700.00 10,467,300	148,800.00 10,267,200	- -	2.46
13	ラサールロジポート投資法 人 日本	投資証 券	60	160,000.00 9,600,000	160,700.00 9,642,000	- -	2.31
14	アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本	投資証 券	25	344,000.00 8,600,000	366,500.00 9,162,500	- -	2.20
15	ユナイテッド・アーバン投 資法人 日本	投資証 券	75	118,400.00 8,880,000	114,200.00 8,565,000	- -	2.06
16	積水ハウス・リート投資法 人 日本	投資証 券	120	68,100.00 8,172,000	67,100.00 8,052,000	- -	1.93
17	日本ロジスティクスファン ド投資法人 日本	投資証 券	28	278,900.00 7,809,200	286,500.00 8,022,000	- -	1.92
18	インベスコ・オフィス・ ジェイリート投資法人 日本	投資証 券	506	15,410.00 7,797,460	15,650.00 7,918,900	- -	1.90
19	ケネディクス・オフィス投 資法人 日本	投資証 券	13	571,000.00 7,423,000	598,000.00 7,774,000	- -	1.87
20	ヒューリックリート投資法 人 日本	投資証 券	55	128,400.00 7,062,000	138,600.00 7,623,000	- -	1.83

21	ジャパン・ホテル・リート 投資法人 日本	投資証 券	159	38,100.00 6,057,900	44,850.00 7,131,150	- -	1.71
22	産業ファンド投資法人 日本	投資証 券	40	159,500.00 6,380,000	176,700.00 7,068,000	- -	1.70
23	グローバル・ワン不動産投 資法人 日本	投資証 券	69	96,500.00 6,658,500	101,400.00 6,996,600	- -	1.68
24	日本リテールファンド投資 法人 日本	投資証 券	47	137,500.00 6,462,500	142,200.00 6,683,400	- -	1.60
25	日本アコモデーションファ ンド投資法人 日本	投資証 券	10	657,000.00 6,570,000	653,000.00 6,530,000	- -	1.57
26	MCUBS MidCity 投資法人 日本	投資証 券	75	81,900.00 6,142,500	84,700.00 6,352,500	- -	1.52
27	CREロジスティクスファ ンド投資法人 日本	投資証 券	40	146,500.00 5,860,000	155,000.00 6,200,000	- -	1.49
28	日本リート投資法人 日本	投資証 券	16	344,500.00 5,512,000	378,500.00 6,056,000	- -	1.45
29	スタートアップ投資法 人 日本	投資証 券	30	192,700.00 5,781,000	198,700.00 5,961,000	- -	1.43
30	三菱地所物流リート投資法 人 日本	投資証 券	15	362,000.00 5,430,000	397,000.00 5,955,000	- -	1.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	97.37
合計	97.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	128,040	9,831.46 1,258,821,149	10,005.66 1,281,125,538	- -	5.86
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証券	15,720	60,250.78 947,142,327	74,555.92 1,172,019,148	- -	5.37
3	TERRENO REALTY CORP アメリカ	投資証券	170,023	6,123.40 1,041,120,526	5,578.65 948,499,897	- -	4.34
4	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証券	42,100	23,013.18 968,855,043	21,633.96 910,789,745	- -	4.17
5	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC アメリカ	投資証券	210,990	5,051.88 1,065,896,942	4,313.02 910,005,841	- -	4.17
6	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	130,240	11,713.95 1,525,625,371	6,424.91 836,781,255	- -	3.83
7	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証券	30,511	33,449.51 1,020,578,176	26,759.91 816,471,790	- -	3.74
8	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	124,395	9,053.09 1,126,160,265	6,545.35 814,208,950	- -	3.73
9	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証券	43,894	17,385.78 763,131,497	16,682.20 732,248,671	- -	3.35
10	WELLTOWER INC アメリカ	投資証券	132,040	7,092.69 936,519,485	5,520.59 728,938,730	- -	3.34
11	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP アメリカ	投資証券	38,800	14,682.98 569,699,712	18,149.98 704,219,561	- -	3.22
12	HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	252,010	3,875.82 976,745,757	2,746.31 692,099,145	- -	3.17
13	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES アメリカ	投資証券	190,465	5,149.95 980,885,994	3,594.72 684,669,849	- -	3.13
14	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証券	518,620	1,743.83 904,389,188	1,293.58 670,879,519	- -	3.07
15	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	38,610	23,175.54 894,807,679	17,100.49 660,250,146	- -	3.02
16	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	492,750	1,898.70 935,587,804	1,262.40 622,048,684	- -	2.85
17	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証券	57,410	11,895.00 682,892,051	9,951.90 571,338,665	- -	2.62
18	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	33,580	12,808.24 430,100,768	15,704.75 527,365,723	- -	2.41
19	COUSINS PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	146,135	4,319.46 631,224,777	3,351.71 489,802,155	- -	2.24
20	BOSTON PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	50,240	14,917.35 749,447,744	9,436.83 474,106,479	- -	2.17

21	DOUGLAS EMMETT INC アメリカ	投資証券	129,890	4,172.23 541,931,333	3,247.40 421,805,565	- -	1.93
22	FEDERAL REALTY INVS TRUST アメリカ	投資証券	47,930	14,155.20 678,458,861	8,649.71 414,580,753	- -	1.90
23	CYRUSONE INC アメリカ	投資証券	51,680	6,775.51 350,158,671	7,907.75 408,672,840	- -	1.87
24	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	147,516	3,695.87 545,200,802	2,751.69 405,918,700	- -	1.86
25	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証券	37,470	11,548.45 432,720,672	10,454.06 391,713,875	- -	1.79
26	LIFE STORAGE INC アメリカ	投資証券	35,420	11,646.26 412,510,625	10,527.18 372,872,963	- -	1.71
27	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC アメリカ	投資証券	383,580	1,437.89 551,549,024	968.84 371,629,680	- -	1.70
28	ACADIA REALTY TRUST アメリカ	投資証券	275,660	2,337.11 644,248,137	1,318.31 363,407,484	- -	1.66
29	VENTAS INC アメリカ	投資証券	89,400	5,593.59 500,067,183	3,952.80 353,380,570	- -	1.62
30	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP アメリカ	投資証券	303,740	1,573.21 477,848,686	1,058.09 321,385,836	- -	1.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	93.54
合計	93.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (％) 償還日	投資 比率 (％)
1	SEGRO PLC イギリス	投資証券	1,803,914	1,163.87 2,099,536,647	1,123.85 2,027,336,686	- -	6.13
2	WAREHOUSES DE PAUW ベルギー	投資証券	690,172	2,767.21 1,909,857,564	2,863.88 1,976,573,376	- -	5.98
3	NATIONAL STORAGE REIT オーストラリア	投資信託受益証券	13,340,143	137.34 1,832,251,966	129.14 1,722,792,757	- -	5.21
4	GOODMAN PROPERTY TRUST ニュージーランド	投資証券	11,602,872	145.87 1,692,579,395	146.54 1,700,308,068	- -	5.14
5	MIRVAC GROUP オーストラリア	投資信託受益証券	8,871,748	239.73 2,126,877,378	170.52 1,512,868,135	- -	4.57

6	UNITE GROUP PLC イギリス	投資証券	1,286,534	1,635.42 2,104,023,691	1,145.05 1,473,157,592	- -	4.45
7	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST カナダ	投資証券	1,269,270	2,167.11 2,750,657,610	1,150.64 1,460,482,352	- -	4.42
8	ALSTRIA OFFICE REIT-AG ドイツ	投資証券	827,220	2,001.38 1,655,584,872	1,602.29 1,325,453,365	- -	4.01
9	LINK REIT 香港	投資証券	1,504,000	1,116.53 1,679,268,640	790.59 1,189,047,360	- -	3.60
10	CROMBIE REAL ESTATE INV TRUST カナダ	投資証券	1,145,600	1,249.72 1,431,679,461	1,026.61 1,176,086,248	- -	3.56
11	MAPLETREE LOGISTICS TRUST シンガポール	投資信託受益証券	7,958,442	131.42 1,045,906,323	145.70 1,159,615,033	- -	3.51
12	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST カナダ	投資証券	806,350	1,533.67 1,236,680,126	1,324.60 1,068,099,112	- -	3.23
13	ALLIED PROPERTIES REIT カナダ	投資証券	329,300	4,141.55 1,363,812,711	3,072.03 1,011,620,730	- -	3.06
14	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST カナダ	投資証券	639,100	2,308.51 1,475,368,934	1,537.57 982,665,524	- -	2.97
15	VASTNED RETAIL オランダ	投資証券	452,507	3,186.72 1,442,016,500	2,139.57 968,172,574	- -	2.93
16	CHARTER HALL RETAIL REIT オーストラリア	投資信託受益証券	3,933,027	322.50 1,268,409,073	239.73 942,888,160	- -	2.85
17	VICINITY CENTRES オーストラリア	投資信託受益証券	7,560,135	187.65 1,418,663,112	116.65 881,944,558	- -	2.67
18	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV オランダ	投資証券	591,299	3,075.93 1,818,798,235	1,424.79 842,479,740	- -	2.55
19	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST カナダ	投資証券	771,800	1,202.91 928,409,179	1,035.97 799,563,807	- -	2.42
20	DEXUS オーストラリア	投資信託受益証券	1,112,792	866.90 964,682,166	647.14 720,137,222	- -	2.18
21	ICADE フランス	投資証券	90,256	11,138.65 1,005,330,445	7,868.53 710,182,630	- -	2.15
22	PARKWAY LIFE REIT シンガポール	投資信託受益証券	2,517,000	244.25 614,782,195	251.19 632,260,080	- -	1.91
23	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST シンガポール	投資信託受益証券	3,108,440	195.70 608,346,631	200.34 622,774,710	- -	1.88
24	GECINA SA フランス	投資証券	43,793	18,631.93 815,948,198	13,688.03 599,440,204	- -	1.81

25	FRASERS CENTREPOINT TRUST シンガポール	投資信託受益証券	3,471,163	210.97 732,325,836	172.27 597,978,291	- -	1.81
26	ASCENDAS REAL ESTATE INVT シンガポール	投資信託受益証券	2,533,091	228.87 579,753,993	230.70 584,398,279	- -	1.77
27	CANADIAN APT PPTYS REIT カナダ	投資証券	151,239	4,283.52 647,836,657	3,685.97 557,462,794	- -	1.69
28	COFINIMMO SA ベルギー	投資証券	34,726	15,963.41 554,345,722	14,795.94 513,804,020	- -	1.55
29	CHARTER HALL GROUP オーストラリア	投資信託受益証券	732,518	754.16 552,442,733	686.38 502,790,832	- -	1.52
30	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信託受益証券	404,577	1,030.29 416,833,255	1,099.50 444,833,827	- -	1.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	33.14
投資証券	62.16
合計	95.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

国内債券アクティブ・マザーファンド

該当事項はありません。

高金利ソブリン・マザーファンド

該当事項はありません。

ジャパン・セレクション・マザーファンド

該当事項はありません。

DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド
該当事項はありません。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

国内債券アクティブ・マザーファンド
該当事項はありません。

高金利ソブリン・マザーファンド
該当事項はありません。

ジャパン・セレクション・マザーファンド
該当事項はありません。

DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド
該当事項はありません。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（令和2年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第8特定期間末 （平成22年11月8日）	7,627	7,658	0.6119	0.6144
第9特定期間末 （平成23年5月9日）	6,917	6,944	0.6363	0.6388
第10特定期間末 （平成23年11月8日）	5,211	5,234	0.5684	0.5709
第11特定期間末 （平成24年5月8日）	4,794	4,814	0.5970	0.5995

第12特定期間末 (平成24年11月8日)	4,251	4,268	0.6055	0.6080
第13特定期間末 (平成25年5月8日)	5,209	5,224	0.8290	0.8315
第14特定期間末 (平成25年11月8日)	4,568	4,582	0.7999	0.8024
第15特定期間末 (平成26年5月8日)	4,203	4,215	0.8311	0.8336
第16特定期間末 (平成26年11月10日)	3,872	3,882	0.9191	0.9216
第17特定期間末 (平成27年5月8日)	3,245	3,254	0.9640	0.9665
第18特定期間末 (平成27年11月9日)	2,816	2,824	0.9449	0.9474
第19特定期間末 (平成28年5月9日)	2,474	2,481	0.8995	0.9020
第20特定期間末 (平成28年11月8日)	2,266	2,273	0.8607	0.8632
第21特定期間末 (平成29年5月8日)	2,207	2,212	0.9275	0.9300
第22特定期間末 (平成29年11月8日)	1,941	1,946	0.9628	0.9653
第23特定期間末 (平成30年5月8日)	1,794	1,799	0.9548	0.9573
第24特定期間末 (平成30年11月8日)	1,704	1,709	0.9489	0.9514
第25特定期間末 (令和1年5月8日)	1,592	1,596	0.9496	0.9521
第26特定期間末 (令和1年11月8日)	1,530	1,534	1.0005	1.0030
第27特定期間末 (令和2年5月8日)	1,232	1,236	0.8721	0.8746
令和1年5月末日	1,573	-	0.9399	-
6月末日	1,575	-	0.9543	-
7月末日	1,558	-	0.9650	-
8月末日	1,523	-	0.9565	-
9月末日	1,542	-	0.9818	-
10月末日	1,549	-	1.0076	-
11月末日	1,518	-	1.0080	-
12月末日	1,506	-	1.0146	-
令和2年1月末日	1,485	-	1.0149	-
2月末日	1,400	-	0.9687	-
3月末日	1,221	-	0.8539	-
4月末日	1,242	-	0.8794	-
5月末日	1,278	-	0.9056	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.0075

第9特定期間	0.0075
第10特定期間	0.0075
第11特定期間	0.0075
第12特定期間	0.0075
第13特定期間	0.0075
第14特定期間	0.0075
第15特定期間	0.0075
第16特定期間	0.0075
第17特定期間	0.0075
第18特定期間	0.0075
第19特定期間	0.0075
第20特定期間	0.0075
第21特定期間	0.0075
第22特定期間	0.0075
第23特定期間	0.0075
第24特定期間	0.0075
第25特定期間	0.0075
第26特定期間	0.0075
第27特定期間	0.0075

【収益率の推移】

	収益率（％）
第8特定期間	1.8
第9特定期間	5.2
第10特定期間	9.5
第11特定期間	6.4
第12特定期間	2.7
第13特定期間	38.2
第14特定期間	2.6
第15特定期間	4.8
第16特定期間	11.5
第17特定期間	5.7
第18特定期間	1.2
第19特定期間	4.0
第20特定期間	3.5
第21特定期間	8.6
第22特定期間	4.6
第23特定期間	0.1
第24特定期間	0.2
第25特定期間	0.9
第26特定期間	6.1
第27特定期間	12.1

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

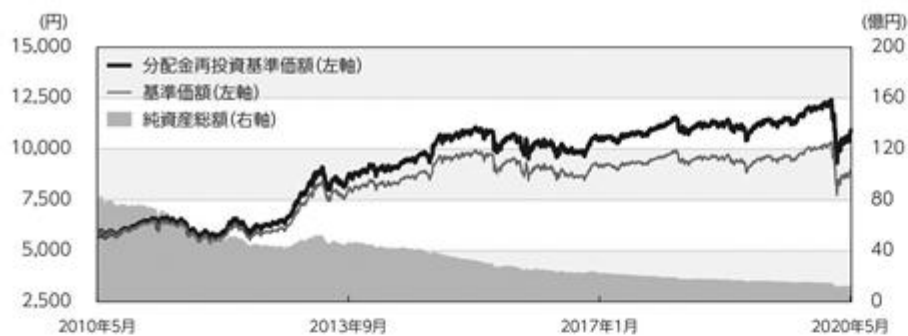
	設定口数	解約口数
第8特定期間	14,143,526	1,889,904,294
第9特定期間	12,719,298	1,607,421,433
第10特定期間	7,516,602	1,710,109,399
第11特定期間	5,637,771	1,144,868,474
第12特定期間	6,395,762	1,015,529,787
第13特定期間	13,196,957	749,940,377
第14特定期間	14,861,834	586,847,838
第15特定期間	11,868,249	666,147,965
第16特定期間	10,675,272	854,888,032
第17特定期間	15,271,032	861,254,033
第18特定期間	6,091,204	392,197,712
第19特定期間	4,947,553	235,161,434
第20特定期間	2,774,812	119,966,504
第21特定期間	4,369,100	258,689,827
第22特定期間	2,251,011	365,043,119
第23特定期間	7,256,091	144,012,989
第24特定期間	3,081,653	86,325,684
第25特定期間	2,048,798	122,118,792
第26特定期間	8,615,569	155,427,524
第27特定期間	3,744,087	120,080,783

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<< 参考情報 >>

データの基準日:2020年5月29日

基準価額・純資産の推移 (2010年5月31日～2020年5月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2006年12月15日)

分配の推移(税引前)

2019年 9月	25円
2019年11月	25円
2020年 1月	25円
2020年 3月	25円
2020年 5月	25円
直近1年間累計	150円
設定来累計	2,850円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券アクティブ・マザーファンド	18.55
2	高金利ノブリン・マザーファンド	17.49
3	J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド	16.71
4	ジャパン・セレクション・マザーファンド	16.49
5	DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド	15.76
6	DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド	8.49
7	DIAM US・リート・オープン・マザーファンド	5.11

■国内債券アクティブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	355回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/6/20	11.41
2	142回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.1	2024/12/20	11.39
3	499回 中部電力社債	社債証券	日本	1.194	2023/6/23	8.32
4	526回 関西電力社債	社債証券	日本	0.29	2024/1/25	8.09
5	354回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/3/20	5.71

■高金利ノブリン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	SINGAPORE 2.375 06/01/25	国債証券	シンガポール	2.375	2025/6/1	10.99
2	THAILAND 1.45 12/17/24	国債証券	タイ	1.45	2024/12/17	10.67
3	NORWAY 1.75 03/13/25	国債証券	ノルウェー	1.75	2025/3/13	9.77
4	POLAND 2.5 04/25/24	国債証券	ポーランド	2.5	2024/4/25	9.31
5	US T N/B 1.375 01/31/25	国債証券	アメリカ	1.375	2025/1/31	8.54

■ジャパン・セレクション・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	中外製薬	株式	日本	医薬品	5.12
2	セコム	株式	日本	サービス業	4.43
3	キーエンス	株式	日本	電気機器	3.61
4	ソニー	株式	日本	電気機器	3.40
5	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.35

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年5月29日

■DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	PROCTER & GAMBLE CO	株式	アメリカ	家庭用品	3.39
2	MERCK & CO.INC.	株式	アメリカ	医薬品	2.94
3	MCDONALD'S CORPORATION	株式	アメリカ	ホテル・レストラン・レジャー	2.67
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	株式	スイス	医薬品	2.47
5	NOVARTIS AG-REG SHS	株式	スイス	医薬品	2.45

■J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	日本	7.62
2	日本プロロジスリート投資法人	投資証券	日本	5.84
3	GLP投資法人	投資証券	日本	5.21
4	日本ビルファンド投資法人	投資証券	日本	5.19
5	野村不動産マスターファンド投資法人	投資証券	日本	3.85

■DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	5.86
2	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	5.37
3	TERRENO REALTY CORP	投資証券	アメリカ	4.34
4	PUBLIC STORAGE	投資証券	アメリカ	4.17
5	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	投資証券	アメリカ	4.17

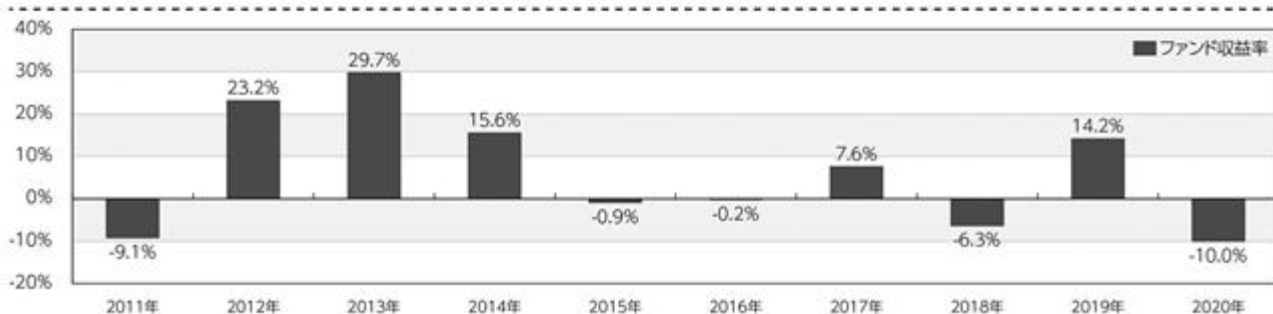
■DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	SEGRO PLC	投資証券	イギリス	6.13
2	WAREHOUSES DE PAUW	投資証券	ベルギー	5.98
3	NATIONAL STORAGE REIT	投資信託受益証券	オーストラリア	5.21
4	GOODMAN PROPERTY TRUST	投資証券	ニュージーランド	5.14
5	MIRVAC GROUP	投資信託受益証券	オーストラリア	4.57

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口当たり換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま
す。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

・ お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
す。

当ファンドの取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・ お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3% (税抜3.0%) を上限として、各販売会社が定める手数料
料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合がありま
す。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりませ
ん。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払う
ものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日
に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務
の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。

解約の請求の受付は原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
不動産投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
国内の転換社債および 転換社債型新株予約権 付社債	計算日における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は2006年12月15日から無期限です。ただし、下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は原則として毎奇数月の9日から翌奇数月の8日までとします。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

k. 上記d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d. の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、各マザーファンド(高金利ソブリン・マザーファンド、DIAM US・リート・オープン・マザーファンド、DIAMインターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド)の信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。また、DIAM世界好配当株オープン・マザーファンドの投資顧問契約について、委託会社とAsset Management One USA Inc.(投資顧問会社)との間の当該契約は、原則として期間満了の30日前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL <http://www.am-one.co.jp/>）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

・委託会社は、毎年5月8日、11月8日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL <http://www.am-one.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和1年11月9日から令和2年5月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAM世界6資産バランスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 令和1年11月8日現在	当期 令和2年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,631,575	27,768,328
親投資信託受益証券	1,509,951,052	1,211,606,773
流動資産合計	1,539,582,627	1,239,375,101
資産合計	1,539,582,627	1,239,375,101
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,824,480	3,533,639
未払解約金	1,220,653	-
未払受託者報酬	166,323	131,575
未払委託者報酬	3,783,994	2,993,512
その他未払費用	10,509	7,884
流動負債合計	9,005,959	6,666,610
負債合計	9,005,959	6,666,610
純資産の部		
元本等		
元本	1,529,792,380	1,413,455,684
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	784,288	180,747,193
（分配準備積立金）	84,658,561	74,233,595
元本等合計	1,530,576,668	1,232,708,491
純資産合計	1,530,576,668	1,232,708,491
負債純資産合計	1,539,582,627	1,239,375,101

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和1年5月9日 至 令和1年11月8日	当期 自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
営業収益		
有価証券売買等損益	104,902,834	163,344,279
営業収益合計	104,902,834	163,344,279
営業費用		
支払利息	8,091	5,997
受託者報酬	509,780	459,661
委託者報酬	11,598,192	10,458,115
その他費用	32,208	28,073
営業費用合計	12,148,271	10,951,846
営業利益又は営業損失（ ）	92,754,563	174,296,125
経常利益又は経常損失（ ）	92,754,563	174,296,125
当期純利益又は当期純損失（ ）	92,754,563	174,296,125
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	871,661	1,449,944
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	84,485,191	784,288
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,516,408	2,390,438
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,516,408	2,390,438
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	228,492	235,068
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	228,492	235,068
分配金	11,901,339	10,840,670
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	784,288	180,747,193

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	令和1年11月8日現在	令和2年5月8日現在
1. 期首元本額	1,676,604,335円	1,529,792,380円
期中追加設定元本額	8,615,569円	3,744,087円
期中一部解約元本額	155,427,524円	120,080,783円
2. 受益権の総数	1,529,792,380口	1,413,455,684口
3. 元本の欠損	-	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は180,747,193円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 令和1年5月9日 至 令和1年11月8日	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 分配金の計算過程	<p>(自令和1年5月9日 至令和1年7月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,290,233円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,408,775円)及び分配準備積立金(86,366,851円)より分配対象収益は110,065,859円(1万口当たり668.62円)であり、うち4,115,404円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自令和1年7月9日 至令和1年9月9日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,440,520円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,853,532円)及び分配準備積立金(85,135,021円)より分配対象収益は106,429,073円(1万口当たり671.65円)であり、うち3,961,455円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年11月9日 至令和2年1月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,094,557円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,142,340円)及び分配準備積立金(81,989,143円)より分配対象収益は100,226,040円(1万口当たり675.89円)であり、うち3,707,182円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自令和2年1月9日 至令和2年3月9日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,574,128円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(15,713,987円)及び分配準備積立金(78,011,035円)より分配対象収益は95,299,150円(1万口当たり661.82円)であり、うち3,599,849円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>

<p>2. 委託費用</p>	<p>(自令和1年9月10日 至令和1年11月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,130,204円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,576,928円)及び分配準備積立金(82,352,837円)より分配対象収益は105,059,969円(1万口当たり686.75円)であり、うち3,824,480円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>881,428円</p>	<p>(自令和2年3月10日 至令和2年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,268,011円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(15,515,612円)及び分配準備積立金(74,499,223円)より分配対象収益は93,282,846円(1万口当たり659.96円)であり、うち3,533,639円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>785,314円</p>
----------------	---	---

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 令和1年5月9日 至 令和1年11月8日	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和1年11月8日現在	当期 令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和1年11月8日現在	当期 令和2年5月8日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	52,677,744	57,568,899
合計	52,677,744	57,568,899

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和1年11月8日現在	当期 令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0005円 (10,005円)	0.8721円 (8,721円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ジャパン・セレクション・マ ザーファンド	74,051,385	195,206,855	
	国内債券アクティブ・マザー ファンド	167,207,469	237,267,398	
	J-REITオープン・アク ティブ・マザーファンド	97,380,506	207,362,049	
	DIAM US・リート・オー プン・マザーファンド	21,739,595	61,394,790	
	DIAM インターナシヨナ ル・リート・インカム・オー プン・マザーファンド	48,515,598	102,688,114	
	DIAM世界好配当株オー プン・マザーファンド	84,351,777	189,572,183	
	高金利ソブリン・マザーファン ド	166,335,228	218,115,384	
親投資信託受益証券 合計		659,581,558	1,211,606,773	
合計			1,211,606,773	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内債券アクティブ・マザーファンド」受益証券、「高金利ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ジャパン・セレクション・マザーファンド」受益証券、「DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド」受益証券、「J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド」受益証券、「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」受益証券及び「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券アクティブ・マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	24,527,509
国債証券	263,017,520
社債券	84,978,850
未収利息	316,567
前払費用	16,673
流動資産合計	372,857,119
資産合計	372,857,119
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	262,767,895
剰余金	
剰余金又は欠損金()	110,089,224
元本等合計	372,857,119
純資産合計	372,857,119
負債純資産合計	372,857,119

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	304,855,529円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	42,087,634円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M世界6資産バランスファンド	167,207,469円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	95,560,426円
計	262,767,895円
2. 受益権の総数	262,767,895口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	1,094,880
社債券	239,150
合計	1,334,030

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和1年5月9日から令和2年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.4190円
(1万口当たり純資産額)	(14,190円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	142回 利付国庫債券(5年)	62,000,000	62,690,060	
	6回 利付国庫債券(40年)	2,000,000	2,879,580	
	7回 利付国庫債券(40年)	1,000,000	1,387,640	
	9回 利付国庫債券(40年)	1,000,000	978,510	
	10回 利付国庫債券(40年)	1,000,000	1,145,880	
	11回 利付国庫債券(40年)	2,000,000	2,230,020	
	12回 利付国庫債券(40年)	3,000,000	3,034,530	
	345回 利付国庫債券(10年)	3,000,000	3,045,990	
	346回 利付国庫債券(10年)	10,000,000	10,155,600	
	347回 利付国庫債券(10年)	2,000,000	2,032,280	
	354回 利付国庫債券(10年)	21,000,000	21,299,040	
	355回 利付国庫債券(10年)	42,000,000	42,556,920	
	356回 利付国庫債券(10年)	2,000,000	2,024,400	
	34回 利付国庫債券(30年)	13,000,000	17,830,930	
	60回 利付国庫債券(30年)	11,000,000	12,306,910	
	64回 利付国庫債券(30年)	3,000,000	2,957,250	
	66回 利付国庫債券(30年)	4,000,000	3,942,160	
	140回 利付国庫債券(20年)	15,000,000	17,930,550	
	142回 利付国庫債券(20年)	13,000,000	15,732,600	
	150回 利付国庫債券(20年)	4,000,000	4,686,440	
152回 利付国庫債券(20年)	1,000,000	1,145,110		
153回 利付国庫債券(20年)	4,000,000	4,645,320		

	154回 利付国庫債券(20年)	5,000,000	5,736,600	
	155回 利付国庫債券(20年)	1,000,000	1,117,720	
	156回 利付国庫債券(20年)	14,000,000	14,342,160	
	162回 利付国庫債券(20年)	1,000,000	1,051,240	
	164回 利付国庫債券(20年)	4,000,000	4,132,080	
国債証券 合計		245,000,000	263,017,520	
社債券	526回 関西電力社債	30,000,000	30,027,600	
	397回 中国電力社債	30,000,000	30,018,000	
	482回 九州電力社債	20,000,000	19,910,800	
	27回 東京電力パワーグリッド社債	5,000,000	5,022,450	
社債券 合計		85,000,000	84,978,850	
合計			347,996,370	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

高金利ソブリン・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	8,079,085
コール・ローン	77,387,855
国債証券	1,790,807,372
未収利息	5,900,973
前払費用	1,210,502
流動資産合計	1,883,385,787
資産合計	1,883,385,787
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,436,282,705
剰余金	
剰余金又は欠損金()	447,103,082
元本等合計	1,883,385,787
純資産合計	1,883,385,787
負債純資産合計	1,883,385,787

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,592,861,781円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	156,579,076円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M高金利ソブリン債券ファンド（毎月決算型）	334,214,406円
D I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型）	101,520,826円
D I A M世界6資産バランスファンド	166,335,228円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	568,654,709円
D I A M高金利ソブリン私募ファンド（適格機関投資家向け）	265,557,536円
計	1,436,282,705円
2. 受益権の総数	1,436,282,705口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	49,765,738
合計	49,765,738

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和1年5月9日から令和2年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3113円 (13,113円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 1.375 01/31/25	1,000,000.000	1,050,859.360	
		US T N/B 2.375 02/29/24	900,000.000	972,914.040	
	アメリカ・ドル	小計	1,900,000.000 (202,084,000)	2,023,773.400 (215,248,539)	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.625 06/07/25	900,000.000	925,281.000	
	イギリス・ポンド	小計	900,000.000 (118,566,000)	925,281.000 (121,896,519)	
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 2.75 04/21/24	2,630,000.000	2,881,149.480	
	オーストラリア・ドル	小計	2,630,000.000 (182,574,600)	2,881,149.480 (200,009,397)	
	カナダ・ドル	CANADA 1.25 03/01/25	370,000.000	385,784.200	
		CANADA 2.25 03/01/24	1,500,000.000	1,610,460.000	
	カナダ・ドル	小計	1,870,000.000 (142,699,700)	1,996,244.200 (152,333,395)	
	シンガポール・ドル	SINGAPORE 2.375 06/01/25	2,550,000.000	2,772,013.450	
	シンガポール・ドル	小計	2,550,000.000 (192,168,000)	2,772,013.450 (208,898,934)	
	タイ・バーツ	THAILAND 1.875 06/17/22	60,000,000.000	61,545,096.000	
	タイ・バーツ	小計	60,000,000.000 (196,200,000)	61,545,096.000 (201,252,464)	
	ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 2.75 04/15/25	2,700,000.000	3,027,299.120	
	ニュージーランド・ドル	小計	2,700,000.000 (175,527,000)	3,027,299.120 (196,804,716)	
	ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.75 03/13/25	16,000,000.000	17,295,923.200	
	ノルウェー・クローネ	小計	16,000,000.000 (166,560,000)	17,295,923.200 (180,050,561)	
	ポーランド・ズロチ	POLAND 2.5 04/25/24	6,225,000.000	6,641,725.770	
	ポーランド・ズロチ	小計	6,225,000.000 (157,741,500)	6,641,725.770 (168,301,331)	
	マレーシア・リングギット	MALAYSIA 3.8 08/17/23	3,100,000.000	3,233,388.040	
		MALAYSIA 4.059 09/30/24	2,500,000.000	2,668,451.750	
	マレーシア・リングギット	小計	5,600,000.000 (138,544,000)	5,901,839.790 (146,011,516)	
国債証券	合計		1,672,664,800 (1,672,664,800)	1,790,807,372 (1,790,807,372)	
合計				1,790,807,372	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 2銘柄	11.43	12.02
イギリス・ポンド	国債証券 1銘柄	6.47	6.81
オーストラリア・ドル	国債証券 1銘柄	10.62	11.17
カナダ・ドル	国債証券 2銘柄	8.09	8.51
シンガポール・ドル	国債証券 1銘柄	11.09	11.67
タイ・バーツ	国債証券 1銘柄	10.69	11.24
ニュージーランド・ドル	国債証券 1銘柄	10.45	10.99
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	9.56	10.05
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	8.94	9.40
マレーシア・リンギット	国債証券 2銘柄	7.75	8.15

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ジャパン・セレクション・マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	32,971,506
株式	5,942,093,460
未収入金	17,830,544
未収配当金	57,330,250
流動資産合計	6,050,225,760
資産合計	6,050,225,760
負債の部	
流動負債	
未払金	18,605,145
流動負債合計	18,605,145
負債合計	18,605,145
純資産の部	
元本等	
元本	2,288,085,675
剰余金	
剰余金又は欠損金()	3,743,534,940
元本等合計	6,031,620,615
純資産合計	6,031,620,615
負債純資産合計	6,050,225,760

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,468,788,603円
同期中追加設定元本額	47,331,212円
同期中一部解約元本額	228,034,140円
元本の内訳	
ファンド名	
I B J I T M ジャパン・セレクション	1,298,879,354円
D I A M ジャパン・セレクション< D C 年金 >	915,154,936円
D I A M 世界 6 資産バランスファンド	74,051,385円
計	2,288,085,675円
2. 受益権の総数	2,288,085,675口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	869,192,865
合計	869,192,865

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和2年3月18日から令和2年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6361円 (26,361円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年5月8日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	5,000	3,640.00	18,200,000	
国際石油開発帝石	58,800	692.20	40,701,360	
安藤・間	35,800	702.00	25,131,600	
西松建設	12,300	2,087.00	25,670,100	
日清製粉グループ本社	13,000	1,679.00	21,827,000	
メンバーズ	15,900	1,665.00	26,473,500	
ハウス食品グループ本社	34,300	3,445.00	118,163,500	
ウエルシアホールディングス	7,400	7,900.00	58,460,000	
コスモス薬品	1,800	28,790.00	51,822,000	
スシローグローバルホールディングス	8,400	1,977.00	16,606,800	
GMOクラウド	3,900	3,275.00	12,772,500	
Ubicomホールディングス	24,700	1,341.00	33,122,700	
イビデン	15,100	2,911.00	43,956,100	
信越化学工業	10,900	12,045.00	131,290,500	
三菱瓦斯化学	5,600	1,329.00	7,442,400	
JSR	94,500	1,946.00	183,897,000	
インフォコム	7,400	2,565.00	18,981,000	
日油	10,100	3,535.00	35,703,500	
リックソフト	7,900	5,580.00	44,082,000	
第一工業製薬	5,500	4,660.00	25,630,000	
BASE	8,400	1,800.00	15,120,000	
日本新薬	1,600	7,110.00	11,376,000	
中外製薬	21,000	13,090.00	274,890,000	
JCRファーマ	4,400	10,880.00	47,872,000	
第一三共	14,400	7,750.00	111,600,000	
オービック	5,800	17,110.00	99,238,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	19,700	3,470.00	68,359,000	
東映アニメーション	6,100	5,450.00	33,245,000	
デジタルガレージ	12,500	3,940.00	49,250,000	
ウェザーニューズ	10,100	3,765.00	38,026,500	
クミアイ化学工業	56,400	872.00	49,180,800	
ニチアス	21,000	2,141.00	44,961,000	
住友金属鉱山	22,100	2,715.00	60,001,500	
リンナイ	8,400	8,250.00	69,300,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,100	6,800.00	55,080,000	
リクルートホールディングス	5,300	3,149.00	16,689,700	
ディスコ	2,600	24,910.00	64,766,000	
豊田自動織機	6,500	5,350.00	34,775,000	
SMC	1,900	50,560.00	96,064,000	
TOWA	22,400	944.00	21,145,600	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	11,500	5,140.00	59,110,000	
アイチコーポレーション	37,300	689.00	25,699,700	
ダイキン工業	7,500	14,090.00	105,675,000	

日立製作所	35,300	3,205.00	113,136,500
富士電機	25,400	2,672.00	67,868,800
安川電機	16,100	3,500.00	56,350,000
キュービーネットホールディングス	4,400	2,021.00	8,892,400
日本電気	8,200	4,100.00	33,620,000
電気興業	7,400	2,533.00	18,744,200
アンリツ	24,700	2,208.00	54,537,600
ソニー	40,100	6,948.00	278,614,800
T D K	9,500	9,370.00	89,015,000
アドバンテスト	11,700	5,370.00	62,829,000
エスベック	4,000	1,705.00	6,820,000
キーエンス	5,300	39,490.00	209,297,000
シスメックス	9,900	7,461.00	73,863,900
浜松ホトニクス	14,000	4,665.00	65,310,000
村田製作所	27,200	6,054.00	164,668,800
フィードフォース	10,900	1,356.00	14,780,400
トヨタ自動車	32,300	6,492.00	209,691,600
スズキ	20,800	3,345.00	69,576,000
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	37,000	2,100.00	77,700,000
スター精密	24,400	1,187.00	28,962,800
H O Y A	9,600	9,872.00	94,771,200
メディキット	6,500	3,595.00	23,367,500
パンダイナムコホールディングス	4,600	5,479.00	25,203,400
トッパン・フォームズ	50,500	956.00	48,278,000
信越ポリマー	51,700	850.00	43,945,000
任天堂	2,700	44,300.00	119,610,000
東京エレクトロン	3,100	22,490.00	69,719,000
ニプロ	36,400	1,198.00	43,607,200
ヤオコー	5,400	6,720.00	36,288,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	138,500	419.20	58,059,200
三井住友フィナンシャルグループ	44,400	2,763.50	122,699,400
S B Iホールディングス	24,100	2,112.00	50,899,200
アイフル	104,600	244.00	25,522,400
オリックス	43,100	1,248.00	53,788,800
第一生命ホールディングス	25,900	1,296.50	33,579,350
東京海上ホールディングス	20,000	4,447.00	88,940,000
住友不動産	13,000	2,866.00	37,258,000
イオンモール	31,800	1,425.00	45,315,000
東急	54,700	1,600.00	87,520,000
日本電信電話	49,100	2,447.50	120,172,250
エヌ・ティ・ティ・データ	49,300	1,131.00	55,758,300
スクウェア・エニックス・ホールディングス	8,900	4,545.00	40,450,500
カブコン	20,600	3,385.00	69,731,000
セコム	30,900	9,029.00	278,996,100
イエローハット	18,400	1,491.00	27,434,400
ソフトバンクグループ	10,700	4,668.00	49,947,600
スズケン	13,300	4,095.00	54,463,500
サンドラッグ	11,300	3,640.00	41,132,000

合計	1,945,000		5,942,093,460	
----	-----------	--	---------------	--

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

D I A M世界好配当株オープン・マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	278,034,431
コール・ローン	623,273,223
株式	28,446,284,313
未収配当金	74,223,396
流動資産合計	29,421,815,363
資産合計	29,421,815,363
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	13,091,656,424
剰余金	
剰余金又は欠損金()	16,330,158,939
元本等合計	29,421,815,363
純資産合計	29,421,815,363
負債純資産合計	29,421,815,363

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年11月9日
	至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	14,191,456,521円
同期中追加設定元本額	92,938,412円
同期中一部解約元本額	1,192,738,509円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M世界好配当株オープン（毎月決算コース）	4,437,836,821円
D I A M世界好配当株式ファンド（毎月決算型）	7,742,368,314円
D I A M世界好配当株式ファンド（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	39,540,847円
D I A M世界6資産バランスファンド	84,351,777円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	119,990,215円
D I A M世界インカム・オープン（毎月決算コース）	393,209,852円
D I A M世界3資産オープン（毎月決算型）	274,358,598円
計	13,091,656,424円
2. 受益権の総数	13,091,656,424口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	3,066,167,945
合計	3,066,167,945

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和1年5月28日から令和2年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,247円 (22,474円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年5月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INTL BUSINESS MACHINES CORP	20,489	121.230	2,483,881.470	
	AMEREN CORP	28,499	69.650	1,984,955.350	
	CAMPBELL SOUP CO	100,422	50.240	5,045,201.280	
	SEAGATE TECHNOLOGY	33,474	48.720	1,630,853.280	
	CISCO SYSTEMS INC	90,648	41.370	3,750,107.760	
	CUMMINS INC	8,992	155.720	1,400,234.240	
	DTE ENERGY CO	15,323	98.720	1,512,686.560	
	EATON CORP PLC	23,950	80.260	1,922,227.000	
	EXXON MOBIL CORP	73,311	44.240	3,243,278.640	
	HP INC	49,128	14.950	734,463.600	
	CENTERPOINT ENERGY INC	117,752	17.810	2,097,163.120	
	JOHNSON & JOHNSON	27,033	147.590	3,989,800.470	
	KIMBERLY-CLARK CORP	16,528	136.700	2,259,377.600	
	LOCKHEED MARTIN CORP	11,809	376.540	4,446,560.860	
	MCDONALD'S CORPORATION	41,308	181.120	7,481,704.960	
	METLIFE INC	106,333	34.440	3,662,108.520	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	59,702	52.850	3,155,250.700	
	MERCK & CO. INC.	108,611	75.600	8,210,991.600	
	MICROSOFT CORP	34,709	183.600	6,372,572.400	
	PACWEST BANCORP	30,715	17.800	546,727.000	
	WELLS FARGO & CO	101,377	25.230	2,557,741.710	
	PACCAR INC	62,161	68.610	4,264,866.210	
	PPL CORPORATION	89,392	24.290	2,171,331.680	
	PFIZER INC	132,542	36.960	4,898,752.320	
	ALTRIA GROUP INC	43,364	35.100	1,522,076.400	
	PROCTER & GAMBLE CO	85,283	112.170	9,566,194.110	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	64,010	50.160	3,210,741.600	
	SOUTH JERSEY INDUSTRIES	44,141	26.510	1,170,177.910	
	TRUIST FINANCIAL CORP	119,507	35.240	4,211,426.680	
	AT&T INC	125,674	28.890	3,630,721.860	
	CHEVRON CORP	24,580	92.640	2,277,091.200	
	VALLEY NATIONAL BANCORP	128,638	7.380	949,348.440	
	LAS VEGAS SANDS CORP	52,845	47.370	2,503,267.650	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	63,734	70.140	4,470,302.760	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	36,916	53.730	1,983,496.680		
GENERAL MOTORS CO	71,063	22.440	1,594,653.720		
ABBVIE INC	65,593	84.220	5,524,242.460		
AVANGRID INC	36,159	41.750	1,509,638.250		

アメリカ・ドル	小計	2,345,715		123,946,218.050 (13,182,919,752)	
イギリス・ポンド	BT GROUP PLC	1,746,251	1.049	1,831,817.290	
	NATIONAL GRID PLC	541,880	9.212	4,991,798.560	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	40,183	29.770	1,196,247.910	
	IMPERIAL BRANDS PLC	163,720	16.270	2,663,724.400	
	UNILEVER PLC	80,844	40.830	3,300,860.520	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	338,449	8.996	3,044,687.200	
	RIO TINTO PLC	90,640	37.255	3,376,793.200	
	VODAFONE GROUP PLC	1,008,480	1.129	1,138,573.920	
	SSE PLC	117,915	12.355	1,456,839.820	
	BP PLC	416,837	3.159	1,316,788.080	
	3I GROUP PLC	219,447	7.650	1,678,769.550	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	267,020	16.746	4,471,516.920	
	ASTRAZENECA PLC	55,809	85.590	4,776,692.310	
イギリス・ポンド	小計	5,087,475		35,245,109.680 (4,643,190,749)	
オーストラリア・ドル	BHP GROUP LTD	58,127	31.000	1,801,937.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	28,597	59.260	1,694,658.220	
	AGL ENERGY LTD	77,672	16.390	1,273,044.080	
オーストラリア・ドル	小計	164,396		4,769,639.300 (331,108,360)	
カナダ・ドル	NATIONAL BANK OF CANADA	40,066	54.600	2,187,603.600	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES CO	314,056	19.120	6,004,750.720	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	19,326	81.840	1,581,639.840	
	RUSSEL METALS INC	76,867	14.620	1,123,795.540	
	GIBSON ENERGY INC	238,276	21.060	5,018,092.560	
	CAPITAL POWER CORP	86,016	25.550	2,197,708.800	
	NORTHLAND POWER INC	204,299	30.640	6,259,721.360	
カナダ・ドル	小計	978,906		24,373,312.420 (1,859,927,471)	
シンガポール・ドル	UNITED OVERSEAS BANK LTD	130,700	19.880	2,598,316.000	
シンガポール・ドル	小計	130,700		2,598,316.000 (195,809,094)	
スイス・フラン	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	20,338	342.000	6,955,596.000	
	NOVARTIS AG-REG SHS	82,479	83.180	6,860,603.220	
スイス・フラン	小計	102,817		13,816,199.220 (1,511,768,519)	
ノルウェー・クローネ	DNB ASA	134,075	116.050	15,559,403.750	
ノルウェー・クローネ	小計	134,075		15,559,403.750	

				(161,973,393)	
ユーロ	AXA	225,072	16.294	3,667,323.160	
	BOUYGUES	97,128	27.410	2,662,278.480	
	IBERDROLA SA	581,773	8.838	5,141,709.770	
	DEUTSCHE POST AG-REG	170,671	26.420	4,509,127.820	
	REPSOL SA	264,102	8.774	2,317,230.940	
	RWE AG	98,886	26.730	2,643,222.780	
	TOTAL SA	91,814	32.570	2,990,381.980	
	SIEMENS AG-REG	27,579	84.310	2,325,185.490	
	UPM-KYMMENE OYJ	65,383	25.160	1,645,036.280	
	DAIMLER AG	19,990	30.095	601,599.050	
	BASF SE	25,647	45.580	1,168,990.260	
	ALLIANZ SE	22,289	157.000	3,499,373.000	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	42,332	23.420	991,415.440	
	FORTUM OYJ	177,425	15.090	2,677,343.250	
	SANOFI	62,001	90.750	5,626,590.750	
	RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	75,235	15.430	1,160,876.050	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	371,847	13.285	4,939,987.390	
	FERROVIAL SA	73,938	22.160	1,638,466.080	
ENGIE	144,213	9.690	1,397,423.970		
NN GROUP NV	28,471	25.830	735,405.930		
ユーロ 小計		2,665,796		52,338,967.870 (6,037,823,333)	
香港・ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	762,000	23.950	18,249,900.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	2,188,000	9.040	19,779,520.000	
香港・ドル 小計		2,950,000		38,029,420.000 (521,763,642)	
合計		14,559,880		28,446,284,313 (28,446,284,313)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 38銘柄	44.81	46.34
イギリス・ポンド	株式 13銘柄	15.78	16.32
オーストラリア・ドル	株式 3銘柄	1.13	1.16
カナダ・ドル	株式 7銘柄	6.32	6.54
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	0.67	0.69
スイス・フラン	株式 2銘柄	5.14	5.31
ノルウェー・クローネ	株式 1銘柄	0.55	0.57
ユーロ	株式 20銘柄	20.52	21.23
香港・ドル	株式 2銘柄	1.77	1.83

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,783,062
投資証券	395,184,640
未収配当金	4,814,605
流動資産合計	404,782,307
資産合計	404,782,307
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	190,092,126
剰余金	
剰余金又は欠損金()	214,690,181
元本等合計	404,782,307
純資産合計	404,782,307
負債純資産合計	404,782,307

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年11月9日
	至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	212,087,818円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	21,995,692円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M世界6資産バランスファンド	97,380,506円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	92,711,620円
計	190,092,126円
2. 受益権の総数	190,092,126口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	
投資証券		39,751,324
合計		39,751,324

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年5月9日から令和2年5月8日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

令和2年5月8日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,1294円 (21,294円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	CREロジスティクスファンド 投資法人	40	5,860,000	
	GLP投資法人	151	21,155,100	
	MCUBS MidCity投 資法人	75	6,142,500	
	Oneリート投資法人	17	4,316,300	
	いちごホテルリート投資法人	30	1,875,000	
	さくら総合リート投資法人	30	2,328,000	
	アクティブピア・プロパティーズ 投資法人	25	8,600,000	
	アドバンス・レジデンス投資法 人	35	11,847,500	
	インベスコ・オフィス・ジェイ リート投資法人	506	7,797,460	
	インヴィンシブル投資法人	178	5,163,780	
	オリックス不動産投資法人	89	12,130,700	
	グローバル・ワン不動産投資法 人	69	6,658,500	
ケネディクス・オフィス投資法 人	13	7,423,000		

ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	30	5,235,000	
ケネディクス商業リート投資法人	6	1,116,000	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	35	11,602,500	
サムティ・レジデンシャル投資法人	40	3,884,000	
サンケイリアルエステート投資法人	52	5,200,000	
ザイマックス・リート投資法人	30	2,892,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	159	6,057,900	
ジャパンリアルエステイト投資法人	54	33,102,000	
スターアジア不動産投資法人	20	1,774,000	
スターツプロシード投資法人	30	5,781,000	
タカラレーベン不動産投資法人	10	871,000	
ヒューリックリート投資法人	55	7,062,000	
フロンティア不動産投資法人	2	650,000	
プレミアム投資法人	85	9,860,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	7	826,700	
ユナイテッド・アーバン投資法人	75	8,880,000	
ラサルロジポート投資法人	60	9,600,000	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	15	1,935,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	10	4,635,000	
三菱地所物流リート投資法人	15	5,430,000	
産業ファンド投資法人	40	6,380,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人	6	522,600	
森トラスト総合リート投資法人	20	2,538,000	
森ヒルズリート投資法人	28	3,962,000	
星野リゾート・リート投資法人	5	1,882,500	
積水ハウス・リート投資法人	120	8,172,000	
大和ハウスリート投資法人	40	10,592,000	
大和証券オフィス投資法人	25	15,275,000	
大和証券リビング投資法人	60	5,718,000	
投資法人みらい	56	2,144,800	
東急リアル・エステート投資法人	69	10,467,300	
日本アコモデーションファンド投資法人	10	6,570,000	
日本ビルファンド投資法人	32	21,632,000	
日本プライムリアルティ投資法人	15	4,807,500	
日本プロロジスリート投資法人	80	23,552,000	
日本リート投資法人	16	5,512,000	

日本リテールファンド投資法人	47	6,462,500	
日本ロジスティクスファンド投資法人	28	7,809,200	
福岡リート投資法人	20	2,456,000	
平和不動産リート投資法人	54	5,416,200	
野村不動産マスターファンド投資法人	121	15,621,100	
投資証券 合計	2,940	395,184,640	
合計		395,184,640	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	892,924,580
コール・ローン	840,944,467
投資証券	19,098,147,072
未収配当金	6,254,564
流動資産合計	20,838,270,683
資産合計	20,838,270,683
負債の部	
流動負債	
未払解約金	306,000,000
流動負債合計	306,000,000
負債合計	306,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,270,420,650
剰余金	
剰余金又は欠損金()	13,261,850,033
元本等合計	20,532,270,683
純資産合計	20,532,270,683
負債純資産合計	20,838,270,683

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年11月9日
	至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,733,186,817円
同期中追加設定元本額	14,593,007円
同期中一部解約元本額	477,359,174円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M世界6資産バランスファンド	21,739,595円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	26,390,227円
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）	6,684,374,330円
D I A M世界インカム・オープン（毎月決算コース）	106,407,688円
D I A M ワールドR E I Tアクティブファンド（毎月決算型）	256,540,961円
D I A M世界3資産オープン（毎月決算型）	75,818,202円
D I A M ワールドR E I Tアクティブファンド< D C年金>	99,149,647円
計	7,270,420,650円
2. 受益権の総数	7,270,420,650口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	5,904,217,741
合計	5,904,217,741

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和1年12月10日から令和2年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8241円 (28,241円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	188,670.000	2,198,005.500	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	43,894.000	6,649,502.060	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	198,624.000	6,175,220.160	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,610.000	6,194,588.400	
		BOSTON PROPERTIES INC	50,240.000	4,313,104.000	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	400,870.000	4,329,396.000	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	57,410.000	5,009,596.600	
		CORESITE REALTY CORP	23,150.000	2,780,546.500	
		COUSINS PROPERTIES INC	146,135.000	4,126,852.400	
		CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	38,800.000	6,001,972.000	
		CYRUSONE INC	51,680.000	3,756,619.200	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	46,720.000	6,962,681.600	
		DOUGLAS EMMETT INC	129,890.000	3,709,658.400	
		EAST GROUP	8,260.000	879,690.000	
		EPR PROPERTIES PFD 5.75	34,730.000	585,895.100	
		EQUINIX INC	17,180.000	11,602,341.200	
		EQUITY RESIDENTIAL	124,395.000	7,843,104.750	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	30,511.000	7,599,069.660	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	37,470.000	3,303,729.900	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	47,930.000	3,594,270.700	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	147,516.000	3,459,250.200	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	518,620.000	5,730,751.000	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	252,010.000	5,786,149.600	
		JERNIGAN CAPITAL INC	218,210.000	2,771,267.000	
		LIFE STORAGE INC	35,420.000	3,012,471.000	
		PROLOGIS INC	128,040.000	11,276,482.800	
		PUBLIC STORAGE	42,100.000	7,725,771.000	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	193,100.000	1,695,418.000			
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	210,990.000	8,505,006.900			
SIMON PROPERTY GROUP INC	130,240.000	7,423,680.000			
SL GREEN	36,470.000	1,704,607.800			

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	383,580.000	3,325,638.600	
	TERRENO REALTY CORP	170,023.000	8,742,582.660	
	VENTAS INC	89,400.000	2,420,952.000	
	VORNADO REALTY TRUST	74,816.000	2,819,815.040	
	WELLTOWER INC	132,040.000	5,545,680.000	
	アメリカ・ドル 小計	4,477,744.000	179,561,367.730 (19,098,147,072)	
投資証券 合計		4,477,744	19,098,147,072 (19,098,147,072)	
合計			19,098,147,072 (19,098,147,072)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資証券 36銘柄	93.02	100.00

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

令和2年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	576,723,358
コール・ローン	777,870,038
投資信託受益証券	9,876,481,925
投資証券	19,919,193,107
未収入金	4,186,390
未収配当金	117,315,065
流動資産合計	31,271,769,883
資産合計	31,271,769,883
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	14,774,320,860
剰余金	
剰余金又は欠損金()	16,497,449,023
元本等合計	31,271,769,883
純資産合計	31,271,769,883
負債純資産合計	31,271,769,883

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	16,136,868,785円
同期中追加設定元本額	49,188,546円
同期中一部解約元本額	1,411,736,471円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M世界6資産バランスファンド	48,515,598円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	64,345,556円
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）	13,578,429,077円
D I A M世界インカム・オープン（毎月決算コース）	221,453,992円
D I A M ワールドR E I Tアクティブファンド（毎月決算型）	508,312,425円
D I A M世界3資産オープン（毎月決算型）	153,474,711円
D I A M ワールドR E I Tアクティブファンド< D C年金>	199,789,501円
計	14,774,320,860円
2. 受益権の総数	14,774,320,860口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年11月9日 至 令和2年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和2年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	3,008,819,149
投資証券	6,228,546,010
合計	9,237,365,159

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年12月10日から令和2年5月8日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年5月8日現在
1口当たり純資産額	2.1166円
（1万口当たり純資産額）	(21,166円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	CHARTER HALL GROUP	732,518.000	5,362,031.760		
		CHARTER HALL RETAIL REIT	3,933,027.000	11,838,411.270		
		DEXUS	1,112,792.000	9,681,290.400		
		GOODMAN GROUP	404,577.000	5,708,581.470		
		GPT GROUP	1,146,437.000	4,436,711.190		
		MIRVAC GROUP	8,871,748.000	19,340,410.640		
		NATIONAL STORAGE REIT	14,219,611.000	22,538,083.430		
		VICINITY CENTRES	7,560,135.000	10,281,783.600		
	オーストラリア・ドル 小計			37,980,845.000	89,187,303.760 (6,191,382,627)	
	シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	2,533,091.000	7,497,949.360		
		CAPITALAND MALL TRUST	2,024,300.000	3,724,712.000		
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	3,471,163.000	7,185,307.410		
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	3,108,440.000	7,802,184.400		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	7,958,442.000	14,484,364.440		
		PARKWAY LIFE REIT	2,517,000.000	8,205,420.000		
	シンガポール・ドル 小計			21,612,436.000	48,899,937.610 (3,685,099,298)	
	投資信託受益証券 合計			59,593,281	9,876,481,925 (9,876,481,925)	
投資証券	イギリス・ポンド	SEGRE PLC	1,803,914.000	14,835,388.730		
		UNITE GROUP PLC	1,286,534.000	10,549,578.800		
	イギリス・ポンド 小計			3,090,448.000	25,384,967.530 (3,344,215,622)	
	カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	329,300.000	13,768,033.000		
		CANADIAN APT PPTYS REIT	151,239.000	7,283,670.240		
		CROMBIE REAL ESTATE INV	1,145,600.000	14,526,208.000		
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	771,800.000	9,578,038.000		
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	565,000.000	11,723,750.000		
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	806,350.000	13,635,378.500		
		RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	1,269,270.000	18,670,961.700		
	カナダ・ドル 小計			5,038,559.000	89,186,039.440	

ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	11,602,872.000	26,222,490.720	
ニュージーランド・ドル 小計		11,602,872.000	26,222,490.720 (1,704,724,122)	
ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	827,220.000	11,184,014.400	
	COFINIMMO SA	34,726.000	4,292,133.600	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	591,299.000	5,936,641.960	
	GECINA SA	43,793.000	4,996,781.300	
	ICADE	90,256.000	6,038,126.400	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	174,863.000	1,398,904.000	
	VASTNED RETAIL WAREHOUSES DE PAUW	452,507.000 690,172.000	7,692,619.000 16,132,770.500	
ユーロ 小計		2,904,836.000	57,671,991.160 (6,653,040,900)	
香港・ドル	LINK REIT	1,504,000.000	102,873,600.000	
香港・ドル 小計		1,504,000.000	102,873,600.000 (1,411,425,792)	
投資証券 合計		24,140,715	19,919,193,107 (19,919,193,107)	
合計			29,795,675,032 (29,795,675,032)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
イギリス・ポンド	投資証券 2銘柄	-	10.69	11.22
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 8銘柄	19.80	-	20.78
カナダ・ドル	投資証券 7銘柄	-	21.76	22.84
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 6銘柄	11.78	-	12.37
ニュージーランド・ドル	投資証券 1銘柄	-	5.45	5.72
ユーロ	投資証券 8銘柄	-	21.27	22.33
香港・ドル	投資証券 1銘柄	-	4.51	4.74

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年5月29日現在

資産総額	1,281,278,423円
負債総額	3,242,198円
純資産総額(-)	1,278,036,225円
発行済数量	1,411,258,618口
1口当たり純資産額(/)	0.9056円

(参考)

国内債券アクティブ・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	403,696,791円
負債総額	31,092,300円
純資産総額(-)	372,604,491円
発行済数量	262,767,895口
1口当たり純資産額(/)	1.4180円

高金利ソブリン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	2,003,426,519円
負債総額	77,125,016円
純資産総額(-)	1,926,301,503円
発行済数量	1,433,654,733口
1口当たり純資産額(/)	1.3436円

ジャパン・セレクション・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	6,590,766,488円
負債総額	75,606,418円
純資産総額(-)	6,515,160,070円
発行済数量	2,289,067,229口
1口当たり純資産額(/)	2.8462円

DIAM世界好配当株オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	31,617,256,963円
負債総額	254,777,655円
純資産総額(-)	31,362,479,308円
発行済数量	13,135,764,835口
1口当たり純資産額(/)	2.3876円

J-REITオープン・アクティブ・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	416,785,658円
負債総額	0円
純資産総額(-)	416,785,658円
発行済数量	190,092,126口
1口当たり純資産額(/)	2.1925円

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	21,844,007,602円
負債総額	0円
純資産総額(-)	21,844,007,602円
発行済数量	7,277,950,964口
1口当たり純資産額(/)	3.0014円

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

令和2年5月29日現在

資産総額	33,070,311,845円
負債総額	0円
純資産総額(-)	33,070,311,845円
発行済数量	14,784,925,478口
1口当たり純資産額(/)	2.2368円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年5月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2020年5月29日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年5月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,160,565,284,561
追加型株式投資信託	863	13,062,656,894,856
単位型公社債投資信託	36	97,205,646,710
単位型株式投資信託	185	1,287,535,891,479
合計	1,110	15,607,963,717,606

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,461,316	1,278,455
1 建物	1,096,916	1,006,793
器具備品	1 364,399	1 270,768
建設仮勘定	-	894
無形固定資産		
ソフトウェア	2,411,540	3,524,781
ソフトウェア仮勘定	885,545	3,299,065
1,522,040		221,784
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	23	-
投資その他の資産		
投資有価証券	9,269,808	9,482,127
関係会社株式	1,611,931	261,361
4,499,196		5,299,196
長期差入保証金	1,312,328	1,302,402
繰延税金資産	1,748,459	2,508,004
その他	97,892	111,162
固定資産計	13,142,665	14,285,364
資産合計	90,339,861	95,566,859

(単位:千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	7
評価・換算差額等計	846,755	7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
営業収益計		102,645,117		102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
営業費用計		63,067,153		62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
一般管理費計		19,585,212		20,119,543
営業利益		19,992,752		20,353,050

(単位:千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	-		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	-		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	-		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	1 19,121		1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		71,767		385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	-
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非上場株式	276,764	259,369
関係会社株式	4,499,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注)非上場株式(貸借対照表計上額276,764千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	-
投資信託	159,526	5,528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	10,147	18,448
退職給付の支払額	158,018	187,749
その他	438	1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	150,568	130,155
未認識過去勤務費用	243,317	173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	3,640	11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額(一括償却資産)	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額(税法上)	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	-	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	321,067	-
繰延税金負債合計	321,067	-
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,043,138千円	8,954,439千円
経常利益	9,043,138千円	8,954,439千円
税引前当期純利益	9,091,728千円	9,111,312千円
当期純利益	7,489,721千円	7,536,465千円
1株当たり当期純利益	187,243円04銭	188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
子 会 社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,793,912	未払 手数料	1,112,061
								子会社株式 の取得	10,294,840	未払 手数料	1,231,431
子 会 社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,294,840	未払 手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社南都銀行	37,924	日本において銀行業務を営んでおります。
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三木証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三田証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

(3)投資顧問会社

a. 名称

Asset Management One International Ltd.

b. 資本金の額

2019年12月末日現在 900万ポンド

c. 事業の内容

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

(4)投資顧問会社

a. 名称

デビス・セレクトド・アドバイザーズ

b. 資本金の額

2019年12月末日現在 886,428,617米ドル

c. 事業の内容

米国において投資顧問業務を営んでいます。

(5)投資顧問会社

a. 名称

ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティーディー

b. 資本金の額

2019年12月末日現在 15,958千豪ドル

c. 事業の内容

豪州において投資顧問業務を営んでいます。

(6)投資顧問会社

a. 名称

Asset Management One USA Inc.

b. 資本金の額

2019年12月末日現在 400万米ドル

c. 事業の内容

米国において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集販売の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

- (1) Asset Management One International Ltd.は、委託会社との投資一任契約に基づき、高金利ソブリン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。
- (2) デービス・セレクトド・アドバイザーズは、委託会社との投資一任契約に基づき、D I A M U S・リート・オープン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。
- (3) ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティイーディーは、委託会社との投資一任契約に基づき、D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。
- (4) Asset Management One USA Inc.は、委託会社との投資顧問契約に基づき、D I A M世界好配当株オープン・マザーファンドの信託財産について運用助言を行います。

3【資本関係】

委託会社は、Asset Management One International Ltd.およびAsset Management One USA Inc.の株式を、100%保有しています。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月19日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM世界6資産バランスファンドの令和1年11月9日から令和2年5月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM世界6資産バランスファンドの令和2年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。